

第160回 定時株主総会 招集ご通知

<開催情報>

日 時 2022年6月27日（月曜日）午前10時
（受付開始は、午前9時を予定しております。）

場 所 東京都中央区京橋三丁目1番1号
東京スクエアガーデン 5階
東京コンベンションホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
（事業目的の記載の変更）
- 第2号議案 定款一部変更の件
（株主総会資料の電子提供制度の導入）
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、郵送またはインターネット等による事前の議決権行使を推奨申し上げます。
- ・当日ご来場される場合は、マスクの着用、アルコール消毒、検温へのご協力をお願い申し上げます。
- ・今後の状況により株主総会の運営に変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.kamipa.co.jp/>）にてお知らせいたします。

株主総会当日のお土産の配布はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

日本紙パルプ商事株式会社



<目次>

第160回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
事業報告	17
連結計算書類・計算書類	37
監査報告	41

日本紙パルプ商事グループ企業理念

Our Corporate Spirit

(グループが大切にすべき価値観)

誠実をもって人の礎とし、**公正**をもって信頼を築き、**調和**をもって社会に貢献する。

Our Mission

(グループの使命)

社会と地球環境のよりよい未来を拓きます。

Our Principles

(グループ役職員が積極的に実践すべきこと)

Change

社会の変化を的確に捉え、迅速果断に自らを**変革**します。

Challenge

強い信念、高邁な向上心をもって、新たな領域に**挑戦**します。

Create

多様性を尊重し、世界規模で新たな価値を**創造**します。

Corporate Slogan

(コーポレートスローガン)

“紙、そしてその向こうに”

証券コード 8032
2022年6月6日

株主各位

東京都中央区勝どき三丁目12番1号
フォアフロントタワー
日本紙パルプ商事株式会社
代表取締役社長 渡辺 昭彦

第160回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第160回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2022年6月24日（金曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2022年6月27日（月曜日）午前10時 （受付開始は、午前9時を予定しております。）
2. 場 所	東京都中央区京橋三丁目1番1号 東京スクエアガーデン 5階 東京コンベンションホール （末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項	
報告事項	1. 第160期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第160期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項	第1号議案 定款一部変更の件（事業目的の記載の変更） 第2号議案 定款一部変更の件（株主総会資料の電子提供制度の導入） 第3号議案 取締役7名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

議決権の行使についてのご案内

議決権行使方法には下記3つの方法がございます。



株主総会へのご出席

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、第160回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

※代理人によるご出席の場合は、委任状と、本人及び代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

（当社定款の定めにより、代理人は、当社の議決権を有する当社株主様1名とさせていただきます。）

株主総会開催日時

2022年6月27日（月曜日）
午前10時（受付開始 午前9時予定）



書面の郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、以下の行使期限までに到着するようご投函ください。

※各議案に賛否の表示がない議決権行使書用紙が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

※郵送の場合、到着までに5日以上かかる場合がありますので、お早めにご投函ください。スマートフォンで簡単に行使できる「スマート行使」をお勧めいたします。

行使期限

2022年6月24日（金曜日）
午後5時15分到着分まで

推奨



インターネット

パソコン、スマートフォン等により行使期限までに議決権を行使ください。詳しくは、次頁をご覧ください。

行使期限

2022年6月24日（金曜日）
午後5時15分入力完了分まで

議決権行使のお取扱い

1. 書面により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものいたします。
2. インターネット等で複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使といたします。

機関投資家の皆様へ

議決権の行使方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

以上

1. 本招集ご通知にて提供すべき書類のうち、事業報告の「新株予約権に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しております。
2. 当日は、当社の係員の服装につきましては、クールビズにてご対応させていただきますので、ご了承ください。
3. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.kamipa.co.jp/>)

インターネットによる議決権行使のご案内



スマートフォンをご利用の方（「スマート行使」のご案内）

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合は、議決権行使ウェブサイトにて、議決権行使書用紙記載の「議決権行使コード」・「パスワード」をご入力していただく必要があります。



議決権行使コード・パスワードを入力する方法（議決権行使ウェブサイト）

- 1 <https://www.web54.net> にアクセスしてください。
- 2 「◆◆◆ ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ！ ◆◆◆」の画面が出たら、**次へすすむ**をクリックしてください。
- 3 「◆◆◆ ログイン ◆◆◆」の画面が出たら、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、**ログイン**をクリックしてください。
- 4 以降は画面の案内に従って操作してください。

【インターネットによる議決権行使についての注意事項】

- 1 パスワードは、議決権行使される方がご本人であることを確認する手段です。本定時株主総会終了まで大切に管理してください。パスワードのお電話等によるご照会にはお答えできません。
- 2 パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 3 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コード及びパスワードは、本総会に限り有効です。
- 4 インターネットをご利用いただくためのプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金等が必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。
- 5 携帯電話からは行使できませんので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120-652-031
(受付時間 午前9時から午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件（事業目的の記載の変更）

1. 提案の理由

当社および子会社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
第2条（目的） 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 1. 紙、パルプ、古紙の売買および輸出入 2. 包装材料の売買および輸出入 3. 燃料類の売買および輸出入 4. 化成品、工業薬品、紙加工用機械、事務用機器、建材の売買および輸出入 （新 設）	第2条（目的） 当社は、 <u>当会社または当会社が株式もしくは持分を所有する他の会社を通じ、次の各号に定める事業を営むことを目的とする。</u> 1. <u>新聞用紙、印刷・情報用紙、衛生用紙、機能紙およびその他の紙、段ボール用原紙、紙器用板紙およびその他の板紙ならびにその他一切の紙類の売買および輸出入に関する事業</u> 2. <u>包装材料の売買および輸出入に関する事業</u> 3. <u>化成品、工業薬品、紙加工用機械およびその他機械、事務用機器、建材の売買および輸出入に関する事業</u> 4. <u>倉庫、第一種貨物利用運送、一般貨物自動車運送およびその他物流に関する事業</u> 5. <u>ITシステムの開発、販売、運用および保守、その他情報関連サービスの提供ならびに情報機器等の売買に関する事業</u>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p><u>5.</u> 前各号に関連する問屋業、仲立業、代理業、<u>製造業および加工業</u></p> <p>(新 設)</p> <p><u>6.</u> 不動産の売買、貸借、管理および仲介</p> <p>(新 設)</p> <p><u>7.</u> 土木、建築、電気、管工事、鋼構造物、機械器具設置に関する設計、工事および監理ならびに<u>請負業務</u></p> <p><u>8.</u> 倉庫業および<u>自動車運送取扱事業</u></p> <p><u>9.</u> 発電および電気の供給・売買</p> <p><u>10.</u> 前各号に付帯関連する一切の<u>業務</u></p>	<p><u>6.</u> <u>製紙ならびに紙、板紙および関連商品の加工に関する事業</u></p> <p><u>7.</u> 発電および電気の供給・売買に関する事業</p> <p><u>8.</u> <u>パルプ、古紙およびその他の原材料の売買および輸出入に関する事業</u></p> <p><u>9.</u> <u>燃料類の売買および輸出入に関する事業</u></p> <p><u>10.</u> <u>一般廃棄物および産業廃棄物の収集、運搬および処理ならびにリサイクルに関する事業</u></p> <p><u>11.</u> 不動産の売買、貸借、管理および仲介に関する事業</p> <p><u>12.</u> 土木、建築、電気、管工事、鋼構造物、機械器具設置に関する設計、工事および監理ならびに<u>請負に関する事業</u></p> <p><u>13.</u> 前各号に関連する問屋業、仲立業および代理業</p> <p><u>14.</u> 前各号に付帯関連する一切の<u>事業</u></p>

第2号議案 定款一部変更の件（株主総会資料の電子提供制度の導入）

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、以下のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとしたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第14条 (電子提供措置等) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附 則 <u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u> <u>変更前定款第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第14条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。</u> <u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役7名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役6名全員の任期が満了いたします。

つきましては、ガバナンス体制の一層の強化を図るため、新たに社外取締役1名を増員し、取締役7名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当等	
1	再任 わたなべ あきひこ 渡 辺 昭彦	代表取締役社長	
2	再任 かつた ちひろ 勝 田 千尋	代表取締役専務執行役員 管理全般管掌 環境・原材料事業統括	
3	再任 さくら い かずひこ 櫻 井 和彦	取締役専務執行役員 板紙事業統括 兼 家庭紙事業統括	
4	再任 いざわ てつお 伊 澤 鉄雄	取締役専務執行役員 洋紙事業統括 兼 情報技術・物流統括	
5	再任 ますだ いたる 増 田 格	取締役	社外取締役 独立役員
6	再任 たけうち すみこ 竹 内 純子	取締役	社外取締役 独立役員
7	新任 すずき ようこ 鈴 木 洋子	—	社外取締役 独立役員

候補者番号

1

わた なべ あき ひこ
渡辺 昭彦

(1959年9月8日生)

再任



略歴・当社における地位及び担当

1982年 4月 当社入社
 2009年 6月 当社理事 海外事業本部副本部長
 2010年 6月 当社執行役員 販売推進営業本部本部長
 2012年 4月 当社執行役員 国際事業推進本部本部長
 2013年 4月 当社執行役員 Japan Pulp & Paper(U.S.A.)Corp. 社長
 2015年 4月 当社常務執行役員 Japan Pulp & Paper(U.S.A.)Corp. 社長
 2016年 4月 当社常務執行役員 海外事業統括 兼 国際営業本部本部長
 2016年 6月 当社取締役常務執行役員 海外事業統括 兼 国際営業本部本部長
 2017年 4月 当社代表取締役社長 (現任)

■所有する当社の株式数
 3,700株

■取締役会への出席状況
 17回/17回中

取締役候補者とした理由

渡辺昭彦氏は、長年にわたり海外部門等の要職を歴任し、2017年からは当社代表取締役社長として多角化した各事業の充実とシナジー効果の発現を軸に当社グループの安定した収益基盤の構築に取り組みつつ、中期経営計画を推進し、当社グループのサステナブル経営をリードしております。同氏はグローバルな経営に関する豊富な経験及び知見を有することに加え、人格識見ともに優れており、今後もグループ全体の持続的な企業価値向上への更なる貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

かつ た ち ひろ
勝田 千尋

(1959年2月15日生)

再任



略歴・当社における地位及び担当

1982年 4月 当社入社
 2009年 6月 当社理事 管理本部副本部長
 2010年 6月 当社執行役員 経営企画本部本部長
 2014年 4月 当社常務執行役員 中部支社支社長
 2016年 4月 当社常務執行役員 家庭紙事業統括 兼 特命事項担当
 2016年 6月 当社取締役常務執行役員 家庭紙事業統括 兼 特命事項担当
 2017年 4月 当社取締役専務執行役員 管理全般管掌 管理・企画統括
 2019年 6月 当社代表取締役専務執行役員 管理全般管掌 管理・企画統括
 2021年 4月 当社代表取締役専務執行役員 管理全般管掌 環境・原材料事業統括(現任)

■所有する当社の株式数
 3,100株

■取締役会への出席状況
 17回/17回中

取締役候補者とした理由

勝田千尋氏は、長年にわたり管理・企画部門の要職を歴任するとともに、支社の発展及び家庭紙事業の強化・拡大にも取り組み、現在は当社代表取締役専務執行役員として管理全般を管掌し、財務基盤の安定化・グループガバナンスの強化を着実に実行するとともに、環境・原材料事業統括として、環境関連事業の強化を推進するなど当社グループの発展に寄与しております。このような豊富な経験及び実績に加え、人格識見ともに優れており、今後もグループ全体の持続的な企業価値向上への更なる貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

3

さくら い かず ひこ
櫻井 和彦 (1959年1月10日生)

再任



略歴・当社における地位及び担当

1982年 4月 当社入社
 2011年 4月 当社執行役員 北海道支社支社長
 2013年 4月 当社執行役員 北日本支社支社長
 2015年 4月 当社常務執行役員 板紙・家庭紙事業統括
 2015年 6月 当社取締役常務執行役員 板紙・家庭紙事業統括
 2016年 4月 当社取締役常務執行役員 板紙事業統括
 2017年 4月 当社取締役常務執行役員 板紙事業統括 兼 家庭紙事業統括
 2017年 6月 当社専務執行役員 板紙事業統括 兼 家庭紙事業統括
 2019年 6月 当社取締役専務執行役員 板紙事業統括 兼 家庭紙事業統括 (現任)

■所有する当社の株式数
 2,500株

■取締役会への出席状況
 17回/17回中

取締役候補者とした理由

櫻井和彦氏は、長年にわたり洋紙部門の要職を歴任するとともに、支社長として支社の発展にも尽力し、現在は当社取締役専務執行役員として当社の板紙事業及び家庭紙事業を統括し、川下戦略の展開及び原料調達・製造・販売のサプライチェーン強化、グループ会社のガバナンスの強化を推進するなど当社グループの発展に寄与しております。このような豊富な経験及び実績に加え、人格識見ともに優れており、グループ全体の持続的な企業価値向上への更なる貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

い ざわ てつ お
伊澤 鉄雄 (1957年10月15日生)

再任



略歴・当社における地位及び担当

1981年 4月 当社入社
 2002年 5月 当社秘書室 室長
 2008年 4月 当社卸商営業本部 卸商部部长
 2009年 6月 当社理事 卸商営業本部本部長
 2010年 6月 当社執行役員 卸商営業本部本部長
 2012年 4月 当社執行役員 仕入本部本部長 兼 卸商営業本部本部長
 2015年 4月 当社常務執行役員 関西支社支社長
 2018年 4月 当社常務執行役員 洋紙事業統括 兼 卸商営業本部本部長
 2021年 4月 当社専務執行役員 洋紙事業統括 兼 情報技術・物流統括
 2021年 6月 当社取締役専務執行役員 洋紙事業統括 兼 情報技術・物流統括 (現任)

■所有する当社の株式数
 2,800株

■取締役会への出席状況
 13回/13回中

取締役候補者とした理由

伊澤鉄雄氏は、長年にわたり洋紙部門の要職を歴任するとともに、支社長として支社の発展にも尽力し、現在は、当社取締役専務執行役員として、洋紙事業及び情報技術・物流事業を統括し、中核事業である国内卸売セグメントの収益基盤の強化及び、組織体制の見直しや人材の活性化などの組織戦略の立案・実践にも積極的に取り組んでおります。このような豊富な経験及び実績に加え、人格識見ともに優れており、グループ全体の持続的な企業価値向上への更なる貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

ます だ
増田いたる
格 (1952年2月9日生)

社外取締役

独立役員

再任



- 所有する当社の株式数
2,100株
-
- 取締役会への出席状況
17回/17回中

略歴・当社における地位及び担当

1974年 4月	三井信託銀行株式会社入社	
1999年 6月	同社取締役	
2000年 4月	中央三井信託銀行株式会社 執行役員	
2002年 2月	同社常務執行役員	
2004年 6月	三井トラスト・ホールディングス株式会社	常務取締役
2006年 5月	中央三井信託銀行株式会社	専務執行役員
2006年 6月	同社取締役専務執行役員	
2010年 6月	同社取締役副社長	
2012年 4月	三井住友信託銀行株式会社 顧問	
2012年 5月	株式会社スリーエフ	社外取締役 (現任)
2012年 6月	京成電鉄株式会社	社外監査役
2016年 6月	株式会社日本製鋼所	社外監査役
2017年 5月	富士シティオ株式会社	社外取締役 (現任)
2017年 6月	当社社外取締役 (現任)	

重要な兼職の状況

株式会社スリーエフ 社外取締役
富士シティオ株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

増田格氏は、金融機関において長年にわたり企業経営に従事し、また複数の上場会社において社外取締役、社外監査役としての豊富な経験を有しており、取締役会の審議において、積極的な提言・助言をいただいていることから、引き続き社外取締役候補者となりました。選任後は、経営者としての経験と幅広い見識に基づく提言・助言並びに重要事項の決定、業務執行及び中期経営計画の進捗についての監督をいただくことを期待しております。また、選任後も引き続き、指名・報酬諮問委員会の委員を委嘱する予定であり、同委員会での客観的・中立的な観点からの提言・助言についても期待しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。

その他

- 増田格氏は、当社と取引関係があり、また株主でもある三井住友信託銀行株式会社の出身であります。2022年3月末現在における同社からの借入は当社借入総額の9.8%、また同社の当社に対する議決権比率は0.5%であります。当社は複数の金融機関と取引しており、当社事業へ与える影響は軽微であります。したがって、当社的一般株主と利益相反の生じるおそれはありませんので、同氏が再任された場合には、引き続き東京証券取引所の定める独立役員になる予定であります。
- 当社は、増田格氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める額であります。

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告



- 所有する当社の株式数
0株
-
- 取締役会への出席状況
17回/17回中

略歴・当社における地位及び担当

1994年 4月	東京電力株式会社入社
2012年 1月	NPO法人国際環境経済研究所 理事・主席研究員 (現任)
2012年 2月	一般社団法人フォレストック協会 理事
2014年 4月	21世紀政策研究所 研究副主幹 (現任)
2016年 4月	筑波大学 客員教授
2016年10月	アクセンチュア株式会社 外部アドバイザー
2016年11月	マトリクスアソシエイツLLP 共同代表
2018年 4月	関西大学 客員教授
2018年 4月	マッキンゼー・アンド・カンパニー 外部アドバイザー
2018年10月	U3Innovations合同会社 共同代表 (現任)
2019年 6月	当社社外取締役 (現任)
2020年 4月	東北大学 特任教授 (現任)
2021年 4月	デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社 シニアアドバイザー (現任)

重要な兼職の状況

NPO法人国際環境経済研究所 理事・主席研究員
 U3Innovations合同会社 共同代表
 東北大学 特任教授
 デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社 シニアアドバイザー

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

竹内純子氏は、事業会社において長年にわたり自然環境保護に携わり、同社を退職後はNPO法人や大学等において環境・エネルギー分野の研究に従事するとともに、政府委員など多数の公職を歴任するなど、環境・エネルギー分野において幅広く研究・提言活動を行うなど豊富な経験を有しており、取締役会の審議において、積極的な提言・助言をいただいていることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。選任後は、これらの経験と幅広い見識を活かし、専門的な視点からの提言・助言並びに重要事項の決定、業務執行及び中期経営計画の進捗についての監督をいただくことを期待しております。また、選任後も引き続き、指名・報酬諮問委員会の委員を委嘱する予定であり、同委員会での客観的・中立的な観点からの提言・助言についても期待しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。

その他

- 竹内純子氏が再任された場合には、引き続き東京証券取引所の定める独立役員になる予定であります。
- 当社は、竹内純子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める額であります。
- 竹内純子氏の戸籍上の氏名は、小林純子です。

候補者番号

7

鈴木 洋子 (1970年9月21日生)

社外取締役

独立役員

新任



■所有する当社の株式数
0株

略歴

1998年 4月 弁護士登録（東京弁護士会）
1998年 4月 高城合同法律事務所入所
2002年11月 鈴木総合法律事務所 パートナー（現任）
2003年 5月 株式会社イトーヨーカ堂 社外監査役
2005年 9月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス 社外監査役
2008年 1月 社団法人（現公益社団法人）国際IC日本協会 理事
2015年 4月 独立行政法人経済産業研究所 監事（現任）
2018年 3月 株式会社ブリヂストン 社外取締役監査委員（現任）
2018年 6月 日本ピグメント株式会社 社外取締役監査等委員（現任）
2018年 6月 一般社団法人一橋大学コラボレーション・センター 監事（現任）
2020年 6月 株式会社丸井グループ 社外監査役（現任）
2021年 9月 独立行政法人国立公文書館 監事（現任）

重要な兼職の状況

鈴木総合法律事務所 パートナー
株式会社ブリヂストン 社外取締役監査委員
日本ピグメント株式会社 社外取締役監査等委員
株式会社丸井グループ 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

鈴木洋子氏は、過去に社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての高度な専門性を有しており、また企業における社外取締役、社外監査役や各種法人の理事・監事を歴任する等、企業経営や各種法人の運営に深く関与され、豊富な経験を有しております。このような高度な専門性ととも幅広い経験を踏まえ、客観的、専門的な視点から、当社の経営に対する助言、業務執行に対する監督及び当社のガバナンス体制の強化に貢献いただけることを期待しております。

その他

- 当社は、鈴木洋子氏が取締役を選任された場合には、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定です。
- 当社は、鈴木洋子氏が取締役を選任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結することを予定しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める額であります。

- 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主（株主代表訴訟）や取引先等第三者から損害賠償請求を受けた場合の、訴訟費用や賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております（免責額の定めあり）。候補者が就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、2022年7月1日付で、同内容にて当該保険契約を継続する予定であります。
- 取締役候補者につきましては、社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬諮問委員会において、当社に対する貢献度が高く、当社の発展に不可欠と思われる人材の中から、人格識見ともに優れた者を指名し、取締役会にて決議しております。
- 独立社外取締役候補者につきましては、東京証券取引所の定める独立性基準に基づき、客観的、専門的な観点から当社事業に助言いただける人物を選定しております。

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

【ご参考】本総会後の取締役及び監査役のスキル・マトリクス

本総会の第3号議案が原案どおり承認可決された場合における、取締役及び監査役の主な専門性・経験分野は以下のとおりです。

氏名	当社における 地位	独立 役員	指名・報酬 諮問委員会	主な専門性・経験分野							
				業界 知見	企業 経営	営業	グローバル	財務・会計	法務・ コンプライ アンス	人事・労務	サステナ ビリティ
渡 辺 昭 彦	代表取締役 社長		○ (議長)	●	●	●	●		●	●	
勝 田 千 尋	代表取締役 専務執行役員			●	●	●		●	●	●	
櫻 井 和 彦	取締役 専務執行役員			●	●	●				●	
伊 澤 鉄 雄	取締役 専務執行役員			●	●	●				●	
増 田 格	取締役 (社外)	○	○		●			●	●		
竹 内 純 子	取締役 (社外)	○	○		●		●				●
鈴 木 洋 子	取締役 (社外)	○							●	●	●
上 坂 理 恵	監査役 (常勤)			●	●		●	●			
喜多村 勝 徳	監査役 (社外)								●	●	
樋 口 尚 文	監査役 (社外)	○					●	●	●		

各取締役及び監査役の有するすべてのスキル・経験を表すものではありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2021年6月28日開催の第159回定時株主総会において補欠監査役に選任された本藤光隆氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされており、法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役として選任をお願いする本藤光隆氏は、監査役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任した監査役の任期が満了する時までといたします。また、本選任の効力は、次期定時株主総会開始の時までとなりますが、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得たうえで、取締役会の決議により、取り消すことができるものといたします。

なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

ほん どう みつ たか
本藤 光隆 (1959年4月18日生)

社外監査役



略歴

1989年11月 司法試験合格
1992年 4月 司法修習終了
1992年 4月 弁護士登録（丸の内法律事務所）（現任）
2005年 4月 株式会社エビック 取締役（現任）

重要な兼職の状況

丸の内法律事務所 弁護士

補欠の社外監査役候補者とした理由

■所有する当社の株式数
0株

■本藤光隆氏は、弁護士として、専門知識、豊富な経験など、高い見識を有し、また企業法務に精通していることから、監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者となりました。

その他

■当社は、本藤光隆氏が所属する丸の内法律事務所に所属する他の弁護士との間で顧問契約を締結しております。

■当社は、本藤光隆氏が監査役に就任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結することを予定しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める額であります。

■候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

■当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主（株主代表訴訟）や取引先等第三者から損害賠償請求を受けた場合の、訴訟費用や賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております（免責額の定めあり）。本藤光隆氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

■補欠監査役候補者につきましては、社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬諮問委員会において、当社の発展に不可欠と思われる人材の中から、人格識見ともに優れた者を指名し、監査役会の同意を得た後、取締役会にて決議しております。

以上

(添付書類)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における我が国経済は、依然として、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況がみられるものの、経済社会活動の正常化に向け、持ち直しの動きが続きました。また、世界経済におきましても、米国及びアジア・ヨーロッパ各国において、同感染症による影響が緩和され、持ち直しの動きがみられましたが、東欧における地政学的リスクによる景気の下振れが懸念されます。

このような情勢のもと、当社グループは、「中期経営計画2023」の達成を目指し、景気の持ち直しとともに回復傾向にある紙需要の増加に応えるべく、積極的に事業に取り組みました。

これらの結果、当社グループの当期の業績は、売上収益4,447億5千7百万円、営業利益140億6千4百万円（前期比58.1%増）、経常利益150億5千1百万円（同68.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、第3四半期に当社の連結子会社であるRADMS Paper Limitedに係るのれんの減損損失17億7千9百万円を特別損失に計上した一方、第1四半期に退職給付制度改定益59億6千9百万円を特別利益に計上したこと等により、114億9千9百万円（同215.1%増）となりました。営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は共に過去最高益となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等の適用による売上収益への影響は△769億4千6百万円となります。

当期の経営成績をセグメント別に見ますと次のとおりであります。

セグメント	売上収益		経常利益	
	当期	前期比増減率	当期	前期比増減率
	(百万円)	(%)	(百万円)	(%)
国内卸売	173,967	-	4,298	15.5
海外卸売	202,211	-	5,678	-
製紙加工	41,545	-	4,199	△20.8
環境原材料	21,828	-	1,743	104.2
不動産賃貸	5,206	-	1,529	△2.8
調整額	-	-	△2,396	-
合計	444,757	-	15,051	68.2

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しております。
2. 当期より、報告セグメントの名称を「製紙及び加工」を「製紙加工」に、「資源及び環境」を「環境原材料」に変更しておりますが、各報告セグメントの事業内容等については変更ありません。
3. 収益認識会計基準等を当期の期首から適用したことに伴い、「売上高」の表示を「売上収益」に変更しております。基準の変更により数値に大きな変更が生じるため、当期売上収益の対前期比増減率は、記載していません。

【国内卸売】

主な事業 国内向けの紙・板紙・関連商品の販売及び情報サービス事業等

経営成績 紙は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う度重なる緊急事態宣言の発出及びまん延防止等重点措置の適用により社会経済活動が制限されたことで、主に旅行やイベント関連のチラシやパンフレット向けの需要は減少しましたが、紙全体の需要は当期にわたって緩やかに回復しており、前期に対し販売数量が増加しました。

板紙は、天候不順による青果物向けの需要減少はありましたが、通販関連や加工食品向けの需要が堅調に推移し、前期に対し販売数量が増加しました。

また、工業用原紙や電子材料関連製品についても、電子部品や半導体向けの需要拡大により、前期に対し販売数量が増加しました。

売上収益は、販売数量は増加したものの収益認識会計基準等の適用によるマイナスの影響が大きく、1,739億6千7百万円となりました。

経常利益は、販売数量の増加による営業利益の増加と持分法投資利益の増加により前期比15.5%増の42億9千8百万円となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用による売上収益への影響は△847億4千3百万円となります。

【海外卸売】

主な事業 海外向け及び海外での紙・板紙・関連商品の販売等

経営成績 当期前半においては、オセアニアや英国において新型コロナウイルスの感染拡大に伴うロックダウン等による紙・板紙需要の減少がみられたものの、その後の行動制限の緩和に伴う需要の回復により各拠点において販売数量が増加したことに加え、需給の逼迫や原燃料価格の高騰等により販売単価が上昇したほか、本邦からの紙の輸出数量も増加した結果、売上収益は2,022億1千1百万円となりました。

経常利益は、燃料価格の高騰等による運賃等の販売費の増加や、営業活動の正常化に伴う人件費等の一般管理費の増加があったものの、販売数量の増加及び販売単価の上昇による収益の増加が上回り、56億7千8百万円と大幅な増益となりました（前期は4億2千6百万円の経常損失）。

なお、収益認識会計基準等の適用による売上収益への影響は△29億5千万円となります。

【製紙加工】

主な事業 製紙及び紙・板紙・関連商品の加工等

経営成績 段ボール原紙製造及び加工事業は、国内においては需要の増加に伴い販売数量が増加しましたが、インドネシアにおける生産体制の強化を目的とした新工場が本格稼働いたしましたが、取引先における新型コロナウイルスの感染拡大や部品調達不足による操業短縮の影響により販売数量の増加は限定的となりました。また、再生家庭紙事業は、国内は前年並みの販売数量を確保できたものの、海外は減少となりました。

売上収益は、販売数量においては国内外で複数の増減要因があったものの、収益認識会計基準等の適用によるプラスが大きく影響し、415億4千5百万円となりました。

経常利益は、当期後半から国内外の再生家庭紙・段ボール原紙製造及び加工事業における原燃料価格高騰による製造コストの上昇に加え、インドネシアの段ボール製造事業における新工場稼働による固定費の増加、海外再生家庭紙事業における販売数量の減少により前期比20.8%減の41億9千9百万円となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用による売上収益への影響は+182億円となります。

【環境原材料】

主な事業 古紙・パルプ等原燃料の販売、総合リサイクル、及び再生可能エネルギーによる発電事業等

経営成績 古紙事業は、国内、米国共に古紙の発生数量が減少している影響で販売数量は減少しましたが、特に米国古紙事業における販売価格の上昇により販売金額が増加しました。また、総合リサイクル事業は、処理数量の増加により処理金額が増加しました。

売上収益は、販売金額や処理金額は増加したものの収益認識会計基準等の適用によるマイナスの影響により、218億2千8百万円となりました。

経常利益は、総合リサイクル事業の処理金額及び米国古紙事業の販売金額が増加したことに加え、国内古紙事業や再生可能エネルギーによる発電事業において収益性が改善したことから、前期比104.2%増の17億4千3百万円となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用による売上収益への影響は△74億5千4百万円となります。

【不動産賃貸】

主な事業 不動産賃貸事業

経営成績 テナントビルの稼働率は引き続き高水準を維持しており、売上収益は52億6百万円、経常利益は前期比2.8%減の15億2千9百万円となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用による売上収益への影響はありません。

(2) 対処すべき課題

① 中長期的な経営戦略

当社グループは、『OVOL長期ビジョン2030 “Paper, and beyond”』（以下、「長期ビジョン2030」）を策定し、2030年の“あるべき姿”を以下のとおりとしております。

1. 世界最強の紙流通企業グループ
170有余年の実績を持つ紙・板紙卸売事業のノウハウ・ネットワークを磨き上げ、自他ともに認める世界最強の紙流通企業グループになります。
2. 持続可能な社会と地球環境に一層貢献する企業グループ
コアビジネスである紙・板紙卸売事業に加え、古紙等のリサイクル事業と製紙事業、更には再生可能エネルギー事業等を通じ、SDGsを強く意識し、持続可能な社会と地球環境に一層貢献する企業グループになります。
3. 紙業界の枠を超えたエクセレントカンパニー
社会の中で広く認知され評価されるエクセレントカンパニーになります。

また、「長期ビジョン2030」の実現に向け、2021年度を初年度とした3年間の『中期経営計画2023』を策定しております。『中期経営計画2023』においては、

1. New Normal、新たな価値観の中での付加価値の創造
2. 紙業界の枠を超えたエクセレントカンパニーへの進化

の2つの基本方針を掲げ、最終年度（2023年度）の連結経常利益の目標を150億円とし、連結財務指標については、ネットD/Eレシオ1.4倍以下としつつ、ROAの向上とROE 8%を達成することを目指しております。

セグメント別には以下の事業方針を掲げており、各方針に沿った事業活動を展開しております。

1. 国内卸売：構造改革と合理化による収益回復
2. 海外卸売：既存プラットフォームの強化と安定した収益体制の構築
3. 製紙加工：製紙・加工事業におけるグループの総合力向上
4. 環境原材料：安全操業のもとでの持続可能な社会と地球環境への貢献
5. 不動産賃貸：保有不動産からの安定収益の継続と不動産ポートフォリオの最適化

② 次期の見通し

紙の需要は、国内における人口の減少や世界的なデジタル化など構造的要因を背景に縮小傾向が続いておりましたが、加えてコロナ禍による社会経済活動の変化により大幅に縮減しました。今後については、新型コロナウイルス感染症の収束時期は未だ見通せないものの、各国の行動制限の緩和に伴い個人消費が回復し、紙の需要についても一定の増加を見込んでおります。また、板紙については引き続き堅調な需要を見込んでおります。

一方、原燃料価格や物流費の高騰に伴う、製造及び販売コストの増加などが見込まれ、中期経営計画2年目となる2023年3月期の連結業績予想については、営業利益135億円（2022年3月期比4.0%減）、経常利益140億円（同7.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益については、85億円（同26.1%減）としております。

③ サステナブル経営の推進

気候変動をはじめとする様々な社会問題が急速に顕在化する現在、企業は事業活動を通じてこれらの課題の解決に取り組むことを強く求められており、サステナビリティを巡る課題への対応は、企業の持続的な成長を支える重要な経営課題となっております。

このような社会的背景のもと、当社グループでは、経済価値と社会価値を同時に実現するサステナブル経営を、より積極的かつ能動的にスピード感を持って推進していくために、2022年4月1日付にて「サステナビリティ戦略会議」及びその実務遂行組織である「サステナビリティ推進本部」を設置いたしました。また、「企業行動憲章」を全面的に改訂するとともに、「サステナビリティ基本方針」をはじめとする関連方針等の整備も併せて行っております。

なお、当社では、2021年6月にTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同を行いました。現在、気候変動に関するリスクが事業や業績に与える影響・対応策について、TCFDの提言に基づくシナリオ分析を進めております。

当社グループは企業理念において、「誠実」「公正」「調和」を大切にすべき価値観とし、「変革」「挑戦」「創造」の実践を通じて社会と地球のより良い未来を拓くことを使命としております。グループ役職員一人ひとりが企業理念をはじめとした各種方針等を深く理解し、サステナビリティ推進に向けた具体的な取り組みを実行していくことで、事業活動を通じた持続可能な社会の構築と、地球環境のより良い未来の実現に貢献してまいります。

(3) 設備投資等の状況

当社グループが当期に実施した設備投資の総額は44億9千8百万円であります。

その主な内訳は、製紙加工事業の海外段ボール製造設備の新設、国内の板紙製造設備の維持更新によるものであります。

(4) 資金調達状況

当期においては、設備投資等に係る新たな長期借入金等の資金調達は実施しておりません。

自己資金、短期借入金及びコマーシャルペーパーの発行による資金調達を実施しつつ、長期借入金など68億3百万円の有利子負債を返済しております。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 157 期 (2018年度)	第 158 期 (2019年度)	第 159 期 (2020年度)	第 160 期(当期) (2021年度)
売 上 収 益	百万円 535,495	百万円 534,782	百万円 462,922	百万円 444,757
経 常 利 益	百万円 10,753	百万円 9,800	百万円 8,948	百万円 15,051
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円 3,871	百万円 5,053	百万円 3,649	百万円 11,499
1株当たり当期純利益	円 銭 274.69	円 銭 365.01	円 銭 266.92	円 銭 839.50
総 資 産	百万円 349,656	百万円 341,939	百万円 321,986	百万円 338,939
純 資 産	百万円 94,745	百万円 87,246	百万円 89,872	百万円 100,317

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 157 期 (2018年度)	第 158 期 (2019年度)	第 159 期 (2020年度)	第 160 期(当期) (2021年度)
売 上 収 益	百万円 321,693	百万円 312,194	百万円 271,736	百万円 206,742
経 常 利 益	百万円 4,043	百万円 5,349	百万円 4,725	百万円 4,914
当 期 純 利 益	百万円 2,500	百万円 4,337	百万円 3,782	百万円 2,369
1株当たり当期純利益	円 銭 177.07	円 銭 312.72	円 銭 276.13	円 銭 172.66
総 資 産	百万円 241,439	百万円 235,608	百万円 234,217	百万円 230,783
純 資 産	百万円 68,376	百万円 66,848	百万円 71,691	百万円 71,570

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均株式数により算出しております。
 3. 収益認識会計基準等を当期の期首から適用しており、当期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等適用後の指標等となっております。なお、これに伴い、当期より「売上高」の表示を「売上収益」へ変更しております。

(6) 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

① 国内

会社名	本所在地	資本金	議決権率	主要な事業内容
福田三商株式会社	名古屋市南区	百万円 99	% 100.0	再生製紙原料の加工・販売
OVOL ICT ソリューションズ株式会社	東京都中央区	100	100.0	情報処理及びコンピュータシステム販売
南港紙センター株式会社	大阪市住之江区	100	100.0	倉庫業及び運送業
J P ホームサプライ株式会社	東京都中央区	60	100.0	家庭紙、家庭用雑貨の販売
J P ロジネット株式会社	東京都中央区	70	100.0	倉庫業及び運送業
J P トランスポートサービス株式会社	東京都江戸川区	51	100.0 (100.0)	運送業及び貨物荷役業
株式会社エコペーパー J P	愛知県尾張旭市	300	100.0	印刷用紙、中芯原紙の製造・販売
株式会社エコパワー J P	北海道釧路市	1,225	100.0	再生可能エネルギーによる発電及び売電
株式会社くらしネット J P	東京都中央区	10	100.0	家庭紙の販売
株式会社丸二ちきりや	長野県上田市	74	99.9	紙卸売業
株式会社光陽社	大阪府東大阪市	100	98.5	紙卸売業
コスモ紙商事株式会社	東京都中央区	46	97.3	紙卸売業
昭和包装工業株式会社	岐阜県恵那市	100	96.0	段ボール、紙器の製造・販売
大豊製紙株式会社	岐阜県川辺町	99	94.9	段ボール原紙の製造・販売
川辺バイオマス発電株式会社	岐阜県川辺町	90	100.0 (40.0)	バイオマス発電及び売電
株式会社野田バイオパワー J P	岩手県野田村	1,040	85.0	バイオマス発電及び売電
株式会社ゴークラ	愛媛県四国中央市	45	77.3	紙卸売業
J P コアレックスホールディングス株式会社	静岡県富士市	90	67.0	コアレックスグループ各社の経営管理
コアレックス信栄株式会社	静岡県富士市	27	100.0 (100.0)	家庭紙製造・販売
コアレックス三栄株式会社	静岡県富士宮市	38	100.0 (100.0)	家庭紙製造・販売
コアレックス道栄株式会社	北海道倶知安町	90	100.0 (100.0)	家庭紙製造・販売
株式会社エコポート九州	熊本市西区	490	65.0	総合リサイクル事業

② 海外

会社名	本所在地	資本金	議決権率 %	主要な事業内容
Japan Pulp & Paper GmbH	ドイツ	千ユーロ 1,534	100.0	紙卸売業
Japan Pulp & Paper Co.,(H.K.)Ltd.	中国	千香港ドル 14,000	100.0	紙卸売業
Tai Tak Paper Co.,Ltd.	中国	千香港ドル 21,000	100.0 (100.0)	紙卸売業
Tai Tak Paper(Shenzhen)Co.,Ltd.	中国	千香港ドル 20,380	100.0 (100.0)	紙卸売業
和泰紙業(深圳)有限公司	中国	千人民元 5,000	100.0 (100.0)	紙卸売業
Japan Pulp & Paper(U.S.A.)Corp.	米国	千米ドル 800	100.0	紙卸売業
Gould Paper Corporation	米国	千米ドル 8	100.0 (100.0)	紙卸売業
Talico,S.A. de C.V.	メキシコ	千ペソ 1,560	100.0 (100.0)	紙卸売業
Safeshred Co.,Inc.	米国	千米ドル 2,060	100.0 (100.0)	再生製紙原料の加工・販売
JRS Resources,Inc.	米国	千米ドル 1,000	80.0 (80.0)	再生製紙原料の加工・販売
OVOL Singapore Pte.Ltd.	シンガポール	千シンガポールドル 14,790	100.0	紙卸売業
Japan Pulp & Paper(Shanghai) Co.,Ltd.	中国	千米ドル 30,000	100.0	紙卸売業
RADMS Paper Limited	英国	英ポンド 796	100.0	紙卸売業
Premier Paper Group Limited	英国	千英ポンド 100	100.0 (100.0)	紙卸売業
Ball & Doggett Group Pty Ltd	オーストラリア	千豪ドル 143,889	100.0	Ball & Doggett Group各社の経営管理
KCT Trading Private Limited	インド	千インドルピー 68,507	95.4	紙卸売業
PT Oriental Asahi JP Carton Box	インドネシア	千米ドル 5,000	80.0	段ボールの製造・販売
JP Corelex(Vietnam)Co.,Ltd.	ベトナム	千米ドル 17,005	100.0 (71.0)	家庭紙製造・販売
Japan Pulp & Paper(M)Sdn.Bhd.	マレーシア	千マレーシアドル 200	50.0	紙卸売業
OVOL Malaysia Sdn.Bhd.	マレーシア	千マレーシアドル 6,500	100.0 (100.0)	紙卸売業
OVOL New Energy Sdn.Bhd.	マレーシア	千マレーシアドル 200	100.0 (100.0)	PKS回収・販売事業

- (注) 1. 議決権比率は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 「議決権比率」欄の()内は、子会社による間接所有の議決権比率(内数)であります。
 3. 株式会社J P情報センターは、2021年4月1日付でJ Pシステムソリューション株式会社と合併し、商号をOVOL ICTソリューションズ株式会社に変更いたしました。
 4. KCT Trading Private Limitedは、重要性が増したため、当期より、当社の連結の範囲に含めております。
 5. 上記のほかGould Paper Corporationの子会社16社が連結子会社となっております。主なものは以下のとおりです。
 Bosworth Papers,Inc.、Western-BRW Paper Co.,Inc.、Gould Paper South,LLC、Weiss McNair,LLC、Price & Pierce International Inc. (以上米国)、Gould International UK,Ltd. (英国)
 6. 上記のほかBall & Doggett Group Pty Ltdの子会社12社が連結子会社となっております。主なものは以下のとおりです。
 Ball & Doggett Pty Ltd (オーストラリア)、BJ Ball Limited、Aarque Group Limited (以上ニュージーランド)
 7. 連結子会社は71社であります。

(7) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

国内	本 社	東京都中央区
	関 西 支 社	大阪市中央区
	関 西 支 社 京 都 営 業 部	京都市中京区
	中 部 支 社	名古屋市中区
	九 州 支 社	福岡市博多区
	北 日 本 支 社 東 北 営 業 部	仙台市青葉区
	北 日 本 支 社 北 海 道 営 業 部	札幌市中央区
海外	ジ ャ カ ル タ 事 務 所	インドネシア
	ド バ イ 事 務 所	アラブ首長国連邦
	ハ ノ イ 事 務 所	ベトナム
	ホ ー チ ミ ン 事 務 所	ベトナム
	マ ニ ラ 事 務 所	フィリピン

② 子会社

「(6) 重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

(8) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員数	前期末比増減
国内卸売	839名	17名増
海外卸売	1,518名	87名増
製紙加工	1,136名	25名減
環境原材料	441名	21名減
不動産賃貸	6名	1名減
全社部門	157名	2名減
合計	4,097名	55名増

② 当社の従業員の状況

従業員数 (前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
697名 (8名減)	43.1歳	19.3年

(9) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	22,386
株式会社三菱UFJ銀行	18,416
株式会社三井住友銀行	13,369
三井住友信託銀行株式会社	3,724
農林中央金庫	2,440

(注) 記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しております。

(10) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社では、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要施策のひとつとして位置づけ、長期的にわたる経営基盤の安定と強化に努め、企業価値の向上を目指しております。

配当につきましては、安定的な配当を継続して行うことを基本方針とし、連結業績の動向も勘案して実施しております。また、配当の実施は中間、期末の年2回とすることを原則としております。

当期の期末配当につきましては、この基本方針に基づき、当期連結業績を踏まえ、1株当たり60円とさせていただきます。

なお、1株当たり55円の間配当を実施しておりますので、当期の年間配当金は1株当たり115円となります。

①配当財産の種類

金銭

②株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株当たり金60円

配当総額 833,255,880円

③剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月28日

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 29,560,300株
- (2) 発行済株式の総数 15,021,551株 (自己株式1,134,153株を含む)
 (注) 自己株式については失念株式200株が含まれております。
- (3) 株主数 12,284名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
王子ホールディングス株式会社	1,638	11.8
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 日本製紙口再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	1,402	10.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,284	9.2
日本紙パルプ商事持株会 株式会社日本カストディ銀行(信託口)	483	3.4
J P 従 業 員 持 株 会	439	3.1
324	3.1	2.3
北越コーポレーション株式会社	310	2.2
中越パルプ工業株式会社	258	1.8
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	210	1.5
柿本商事株式会社	175	1.2

- (注) 1. 記載持株数、持株比率は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、自己株式1,134千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 4. みずほ信託銀行株式会社退職給付信託日本製紙口再信託受託者株式会社日本カストディ銀行の持株数1,402千株については、委託者であります日本製紙株式会社が議決権行使の指図権を留保しております。
 5. 株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有している株式のうち、161千株は当社役員向け株式交付信託に係る信託財産であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者
取締役(社外取締役を除く)	7,724株	1名

当社の株式報酬制度に基づき交付されたものであり、その内容につきましては、31～32ページ「3.(4)取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	渡 辺 昭 彦	
代表取締役 専務執行役員	勝 田 千 尋	管理全般管掌 環境・原材料事業統括
取 締 役 専務執行役員	櫻 井 和 彦	板紙事業統括 兼 家庭紙事業統括
取 締 役 専務執行役員	伊 澤 鉄 雄	洋紙事業統括 兼 情報技術・物流統括
取 締 役	増 田 格	株式会社スリーエフ 社外取締役 富士シティオ株式会社 社外取締役
取 締 役	竹 内 純 子	NPO法人国際環境経済研究所 理事・主席研究員 U3Innovations合同会社 共同代表 東北大学 特任教授 デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社 シニアアドバイザー
監 査 役 (常 勤)	上 坂 理 恵	
監 査 役	喜 多 村 勝 徳	丸の内法律事務所 弁護士 片岡物産株式会社 社外監査役
監 査 役	樋 口 尚 文	東北大学会計大学院 教授 樋口公認会計士事務所 代表 株式会社日本アクア 社外取締役

- (注) 1. 取締役伊澤鉄雄氏は、2021年6月28日開催の第159回定時株主総会において新たに選任され、同日付で就任いたしました。
2. 取締役宮崎友幸氏は、2021年6月28日開催の第159回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
3. 取締役増田格及び竹内純子の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役喜多村勝徳及び樋口尚文の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 当社は、取締役増田格及び竹内純子の両氏、並びに監査役樋口尚文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査役樋口尚文氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の規定に基づき、社外取締役全員及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主（株主代表訴訟）や取引先等第三者から損害賠償請求を受けた場合の、訴訟費用や賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております（免責額の定めあり）。当該保険契約の被保険者は、当社取締役、監査役及び執行役員（執行役員は第三者から損害賠償を受けた場合のみを対象）であり、保険料は当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定め、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりです。

1.基本方針

当社の取締役の報酬は、役割の内容や責任に応じて支給される基本報酬、短期インセンティブ報酬としての業績連動報酬である賞与、中長期的な企業価値向上に貢献する意識を高め、株式価値との連動性をより明確にした株式報酬の計3種類により構成し、個々の取締役の報酬については、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。なお、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬及び固定額の賞与のみとしますが、賞与は2022年6月支給分を最終とし、以降は支給しません。

2.基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、役位に応じた月次の固定報酬とし、その役位別基準額は、外部調査機関による役員報酬の調査等を参考に、業種・業態や規模が類似する企業のデータとも比較の上、従業員給与の水準も考慮し、総合的に勘案して決定します。

3.業績連動報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬等は、中期経営計画との連動を意識し、連結業績を反映した金銭報酬とし、役位別賞与基準年額に、基準となる時点（2021年3月期）の連結経常利益に対する当該年度の連結経常利益の比率を乗じて算出した額を、賞与として毎年一定の時期に支給します。

4.非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の非金銭報酬等は、株式交付信託を用いた株式報酬とします。制度の内容は、2017年6月28日開催の第155回定時株主総会において決議されたとおりです。

5.金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社における業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位により大幅な差は設けないものの、上位の役位ほど業績連動報酬等の比率が高まる構成とします。

- ② 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
 取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会が決定方針を踏まえて検討を行っており、取締役会としてもその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。
- ③ 役員報酬に関する株主総会の決議年月日及び決議の内容
 (2011年6月29日開催の第149回定時株主総会の決議内容)
 取締役の報酬総額は、年額350百万円以内、監査役の報酬総額は年額60百万円以内として決議しております。(当該株主総会終結時の取締役の員数は7名、監査役の員数は3名)
- (2017年6月28日開催の第155回定時株主総会の決議内容)
 第149回定時株主総会において決議された報酬総額とは別枠で、取締役(社外取締役を除く)に対する、株式交付信託による株式報酬制度の導入を決議しております。本制度は、当社の取締役に対する株式報酬として、当社株式交付規程に基づき、270百万円(3事業年度)を上限とする金銭を株式取得資金として拠出し、1事業年度あたり合計30,000ポイント(1ポイント=1株)を上限として、役位に応じて定めたポイントを毎年付与するものです。取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。(当該株主総会終結時の取締役の員数は4名(社外取締役を除く))
- ④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項
 当社では、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長である渡辺昭彦が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、個人別の基本報酬額及び賞与の配分であります。
 これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると考えからであります。なお、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会からの答申を踏まえて決定しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	287 (23)	140 (21)	101 (2)	46 (-)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	37 (13)	37 (13)	- (-)	- (-)	3 (2)
合計	324	176	101	46	10

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しております。
2. 当社は、業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。報酬額の算定方法は①の「3.業績連動報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針」に記載のとおりであり、当事業年度における業績連動報酬に係る指標についての実績は1.682となりました。なお、社外取締役に対する賞与は定額としております。
3. 当社は、非金銭報酬等として取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬を支給しております。当該株式報酬の内容は「③役員報酬に関する株主総会の決議年月日及び決議の内容」に記載のとおりです。
4. 上表には、2021年6月28日開催の第159回定時株主総会の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	重要な兼職先と当社との関係・当事業年度における主な活動状況
取締役	増田 格	<p>◇重要な兼職先 株式会社スリーエフ 社外取締役 富士シティオ株式会社 社外取締役</p> <p>◇上記の兼職先と当社との関係 当社と上記の重要な兼職先との間には特別な関係はありません。</p> <p>◇当事業年度における主な活動状況 取締役会17回のすべてに出席し、経営者としての豊富な経験や幅広い見識を活かして、中立的、客観的立場から監督、助言を行っております。</p> <p>◇社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 金融機関での経営者、社外取締役及び社外監査役等の幅広い経歴を通じて培われた企業経営に関する豊富かつ専門的な知見を活かし、専門的な視点からの提言・助言及び客観的な視点から、当社の業務執行を監督する役割を果たしていただくことが期待されていたところ、当社取締役会における専門的知見に基づく積極的な発言や指名・報酬諮問委員会の委員としての現任業務執行取締役の再任の適否や報酬水準の妥当性についての分析、検討、社外役員の増員の検討などを通じて、当社の業務執行の監督を行っていただきました。</p>
取締役	竹内 純子	<p>◇重要な兼職先 NPO法人国際環境経済研究所 理事・主席研究員 U3Innovations合同会社 共同代表 東北大学 特任教授 デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社 シニアアドバイザー</p> <p>◇上記の兼職先と当社との関係 当社と上記の重要な兼職先との間には特別な関係はありません。</p> <p>◇当事業年度における主な活動状況 取締役会17回のすべてに出席し、環境・エネルギー分野の研究者としての豊富な経験や高い見識を活かして、客観的、専門的見地から助言、監督を行っております。</p> <p>◇社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 事業会社、NPO法人、大学での研究活動、政府委員などの公職等の幅広い経歴を通じて培われた環境・エネルギーに関する豊富かつ専門的な知見を活かした提言・助言及び客観的な視点から、当社の業務執行を監督する役割を果たしていただくことが期待されていたところ、当社取締役会における専門的知見に基づく積極的な発言や指名・報酬諮問委員会の委員としての現任業務執行取締役の再任の適否や報酬水準の妥当性についての分析、検討、社外役員の増員の検討などを通じて、当社の業務執行の監督を行っていただきました。</p>

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

区 分	氏 名	重要な兼職先と当社との関係・当事業年度における主な活動状況
監 査 役	喜多村 勝 徳	<p>◇重要な兼職先 丸の内法律事務所 弁護士 片岡物産株式会社 社外監査役</p> <p>◇上記の兼職先と当社との関係 当社は、喜多村勝徳氏が所属する丸の内法律事務所に所属する他の弁護士との間で顧問契約を締結しております。</p> <p>◇当事業年度における主な活動状況 取締役会17回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から発言等を行っております。また、監査役会13回のすべてに出席し、監査方針に従って活動し、その監査の報告を行い、社外の立場から意見を述べております。</p>
監 査 役	樋 口 尚 文	<p>◇重要な兼職先 東北大学会計大学院 教授 樋口公認会計士事務所 代表 株式会社日本アクア 社外取締役</p> <p>◇上記の兼職先と当社との関係 当社と上記の重要な兼職先との間には特別な関係はありません。</p> <p>◇当事業年度における主な活動状況 取締役会17回のすべてに出席し、公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な知識と経験に基づいた発言等を行っております。また、監査役会13回のすべてに出席し、監査方針に従って活動し、その監査の報告を行い、社外の立場から意見を述べております。</p>

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 八重洲監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

	支 払 額
①当社の会計監査人としての報酬等の額	59百万円
②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	70百万円

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当社の会計監査人としての報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、一部の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。
4. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を説明いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

単位：百万円 (単位未満四捨五入)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	183,075	流 動 負 債	164,535
現金及び預金	13,009	支払手形及び買掛金	96,010
受取手形及び売掛金	122,330	短期借入金	39,024
棚卸資産	45,360	1年内返済予定の長期借入金	5,076
その他	3,930	コマーシャル・ペーパー	8,000
貸倒引当金	△1,554	1年内償還予定の社債	11
固 定 資 産	155,784	リース債務	1,380
有 形 固 定 資 産	109,374	未払法人税等	2,032
建物及び構築物	45,594	賞与引当金	1,936
機械装置及び運搬具	23,817	役員賞与引当金	304
工具、器具及び備品	989	廃棄物処理費用引当金	169
土地	32,494	その他	10,593
リース資産	203	固 定 負 債	74,088
使用権資産(純額)	6,147	社債	30,000
建設仮勘定	131	長期借入金	28,559
無 形 固 定 資 産	3,629	リース債務	5,884
のれん	1,586	繰延税金負債	3,379
その他	2,043	役員退職慰労引当金	884
投 資 そ の 他 の 資 産	42,781	役員株式給付引当金	388
投資有価証券	35,899	退職給付に係る負債	1,237
繰延税金資産	2,660	その他	3,757
退職給付に係る資産	163	負 債 合 計	238,623
その他	6,330	純 資 産 の 部	
貸倒引当金	△2,272	株 主 資 本	84,129
繰 延 資 産	80	資本金	16,649
社債発行費	80	資本剰余金	6,999
資 産 合 計	338,939	利益剰余金	65,484
		自己株式	△5,003
		その他の包括利益累計額	8,692
		その他有価証券評価差額金	7,438
		繰延ヘッジ損益	△39
		為替換算調整勘定	1,279
		退職給付に係る調整累計額	15
		新 株 予 約 権	83
		非 支 配 株 主 持 分	7,412
		純 資 産 合 計	100,317
		負 債 純 資 産 合 計	338,939

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

単位：百万円（単位未満四捨五入）

科 目		金 額	
売上	収益		444,757
売上	原価		372,303
販売費及び一般管理費	総利益		72,454
営業外収益	利益		58,390
受取利息	利益	379	
受取配当金	利益	662	
所持分法による投資利益	利益	548	
その他	利益	981	2,569
営業外費用	費用		
支払利息	費用	1,405	
その他	費用	177	1,582
特別利益	利益		15,051
退職給付制度改定	利益	5,969	
固定資産売却	利益	478	
投資有価証券売却	利益	395	
その他	利益	24	6,866
特別損失	損失		
減損	損失	1,779	
投資有価証券評価	損失	789	
固定資産処分	損失	133	
転貸	損失	66	
その他	損失	65	2,833
税金等調整前当期純利益	利益		19,084
法人税、住民税及び事業税	費用	3,967	
法人税等調整額	費用	2,423	6,389
当期純利益	利益		12,695
非支配株主に帰属する当期純利益	利益		1,196
親会社株主に帰属する当期純利益	利益		11,499

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

単位：百万円 (単位未満四捨五入)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	113,852	流 動 負 債	105,523
現金及び預金	1,686	支払手形	2,243
受取手形	6,210	電子記録債権	4,724
電子記録債権	23,667	買掛金	66,772
売掛金	49,877	短期借入金	14,721
棚卸資産	15,078	1年内返済予定の長期借入金	3,200
短期貸付金	15,880	コマーシャル・ペーパー	8,000
その他の他	1,523	未払法人税等	40
貸倒引当金	△69	賞与引当金	1,132
		役員賞与引当金	217
		その他	4,474
固 定 資 産	116,850	固 定 負 債	53,690
有 形 固 定 資 産	43,258	社債	30,000
建物及び構築物	30,009	長期借入金	16,600
機械及び装置	116	繰延税金負債	2,853
車両運搬具	27	退職給付引当金	376
工具、器具及び備品	106	役員株式給付引当金	388
土地	12,993	その他	3,473
リース資産	7		
無 形 固 定 資 産	953	負 債 合 計	159,213
投 資 そ の 他 の 資 産	72,640	純 資 産 の 部	
投資有価証券	23,918	株 主 資 本	65,099
関係会社株式	43,820	資本金	16,649
長期貸付金	4,677	資本剰余金	15,624
破産更生債権等	0	資本準備金	15,241
長期前払費用	49	その他資本剰余金	383
前払年金費用	155	利 益 剰 余 金	37,791
その他	415	利益準備金	3,850
貸倒引当金	△395	その他利益剰余金	33,941
		買換資産圧縮積立金	545
繰 延 資 産	80	別途積立金	16,700
社債発行費	80	繰越利益剰余金	16,696
		自 己 株 式	△4,965
資 産 合 計	230,783	評 価 ・ 換 算 差 額 等	6,388
		その他有価証券評価差額金	6,427
		繰延ヘッジ損益	△39
		新 株 予 約 権	83
		純 資 産 合 計	71,570
		負 債 純 資 産 合 計	230,783

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

単位：百万円（単位未満四捨五入）

科 目		金 額	
売上	収益		206,742
売上	原価		182,870
売上	総利益		23,872
販売費及び一般管理費			21,076
営業	業外収益		2,796
受取	利息	236	
受取	配当	2,035	
その他	の	303	2,574
営業	業外費用		
支払	利息	369	
その他	の	87	456
経常	利益		4,914
特別	利益		
退職給付	制度改定	5,969	益
投資有価証券	売却	385	益
固定資産	売却	288	益
受取	保険	20	金
ゴルフ会員権	売却	1	益
特別	損失		
関係会社株式	評価	5,578	損
投資有価証券	評価	781	損
ゴルフ会員権	退会	16	損
固定資産	処分	15	損
関係会社株式	売却	3	損
税引前	当期純利益		5,183
法人税、住民税及び事業税		539	
法人税等調整額		2,275	2,814
当期	純利益		2,369

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

日本紙パルプ商事株式会社
取締役会 御中

八重洲監査法人
東京都千代田区

代表社員	公認会計士	三井 智宇
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	辻田 武司
業務執行社員		
業務執行社員	公認会計士	山田 英二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本紙パルプ商事株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本紙パルプ商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

日本紙パルプ商事株式会社
取締役会 御中

八重洲監査法人
東京都千代田区

代表社員	公認会計士	三井	智宇
業務執行社員			
代表社員	公認会計士	辻田	武司
業務執行社員			
業務執行社員	公認会計士	山田	英二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本紙パルプ商事株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第160期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第160期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

日本紙パルプ商事株式会社 監査役会

常勤監査役 上 坂 理 恵 ㊟
社外監査役 喜 多 村 勝 徳 ㊟
社外監査役 樋 口 尚 文 ㊟

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区京橋三丁目1番1号
東京スクエアガーデン 5階
東京コンベンションホール
電話 03-5542-1995

交通のご案内

東京メトロ銀座線 京橋駅 3番出口より 直結
東京メトロ有楽町線 銀座一丁目駅 7番出口より 徒歩2分
都営地下鉄浅草線 宝町駅 A4番出口より 徒歩2分



駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。





第160回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

新株予約権に関する事項
業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

日本紙パルプ商事株式会社

本書面の記載事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、
当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しております。

新株予約権に関する事項

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2022年3月31日現在)

新株予約権の名称		第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日		2011年6月29日	2012年6月28日	2013年6月27日
新株予約権の数		296,031個(注1)	362,867個(注1)	244,924個(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 29,585株 (新株予約権1個につき0.1株)	普通株式 36,268株 (新株予約権1個につき0.1株)	普通株式 24,483株 (新株予約権1個につき0.1株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 236円	新株予約権1個当たり 218円	新株予約権1個当たり 262円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
権利行使期間		2011年7月21日から 2041年7月20日まで	2012年7月18日から 2042年7月17日まで	2013年7月17日から 2043年7月16日まで
行使の条件		(注2)	(注2)	(注2)
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を 除く)	新株予約権の数 32,592個 目的となる株式数 3,256株 保有者数 4名	新株予約権の数 45,716個 目的となる株式数 4,568株 保有者数 4名	新株予約権の数 37,500個 目的となる株式数 3,748株 保有者数 4名

新株予約権の名称		第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日		2014年6月27日	2015年6月26日	2016年6月28日
新株予約権の数		215,368個(注1)	217,511個(注1)	224,735個(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 21,530株 (新株予約権1個につき0.1株)	普通株式 21,746株 (新株予約権1個につき0.1株)	普通株式 22,465株 (新株予約権1個につき0.1株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 274円	新株予約権1個当たり 301円	新株予約権1個当たり 296円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
権利行使期間		2014年7月17日から 2044年7月16日まで	2015年7月17日から 2045年7月16日まで	2016年7月16日から 2046年7月15日まで
行使の条件		(注2)	(注2)	(注2)
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を 除く)	新株予約権の数 34,288個 目的となる株式数 3,428株 保有者数 4名	新株予約権の数 40,717個 目的となる株式数 4,071株 保有者数 4名	新株予約権の数 54,546個 目的となる株式数 5,454株 保有者数 4名

(注) 1. 当社取締役及び執行役員に割り当てられた時点における総数を記載しております。

2. 行使の条件は以下のとおりです。

(1)新株予約権者は、上記の権利行使期間内において当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日間に限って新株予約権を行使することができる。

(2)新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。

3. 2017年10月1日付で普通株式を10株から1株とする株式併合を実施しているため、「新株予約権の目的となる株式の数」を調整しております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての取締役会における決議内容、及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

【業務の適正を確保するための体制】

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基礎として、当社グループの役職員の行動規範として「日本紙パルプ商事グループ企業行動憲章」及び「日本紙パルプ商事グループ役職員行動基準」を定め、経営者が率先垂範するとともに当社グループへの周知徹底を図り、CSR活動に則った事業活動を推進する。
- ② コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を最高責任者とする「全社CSR委員会」及びその下部組織として「全社CSR推進委員会」・「部門別CSR委員会」を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。
- ③ 取締役会については、「取締役会規程」に則り適切な運営を行い、取締役間の円滑な意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
- ④ 監査役は、監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、取締役の職務執行に対する監督強化を図る。
- ⑤ 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。
- ⑥ 法令違反や社内不正、企業倫理に違反する行為などに関しては、従業員等が直接相談、通報できる専用窓口を社内及び社外に設置し、「企業倫理ヘルプライン運営規程」に基づき運用を行う。
- ⑦ 財務報告の信頼性の確保に関しては、内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等に対する適合性を確保する体制の整備・運用を推進する。
- ⑧ 内部監査部門として業務執行部門から独立して設置した内部監査室が、「内部監査規程」に基づき関連各部門と連携・分担しながら、当社グループの内部統制の整備・運用状況を継続的に監査し、社長へ報告する。
- ⑨ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当な要求に対しては警察及び関係機関とも連携し、毅然とした態度で対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 株主総会、取締役会、経営会議等経営に関する重要な会議の議事録や、稟議書等経営の意思決定に関する文書については、「文書管理規程」に基づき適切に保存、管理する。
- ② 情報管理については、「情報管理規程」において情報管理の基本指針、情報管理体制を規定し運用するとともに、機密情報及び個人情報の取り扱い、並びに社内情報システムの利用について、社内規程を定め適切に管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制については「リスク管理基本規程」に基づき、「全社CSR委員会」の下部組織として「リスク管理委員会」を設置し、当社及び主要な子会社におけるリスクの洗い出し、分析、評価、対応の優先順位付け、個別リスクの取組み施策の策定を行い、リスクの低減に継続的に取り組む。
- ② 当社グループの経営や事業等に多大な悪影響を及ぼすおそれのあるリスクが顕在化した際は、「リスク管理基本規程」に基づき、社長を最高責任者とする「危機管理委員会」を設置し、緊急事態への迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大防止及び最小化、危機の収束、再発防止を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」の定めに則り、定時取締役会を毎月開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ② 当社グループの経営方針及び中期経営計画等の経営戦略に関わる重要事項については、経営会議において十分な討議を経て、取締役会で執行決定を行う。
- ③ 「取締役会規程」及び「執行役員規程」の定めに則り、取締役会において執行役員を任命するとともに、その業務分担を定め、業務執行の明確化を図り効率的な執行ができる体制とする。
- ④ 業務執行については、「組織及び職務権限規程」に基づき、それぞれの責任者が、適切かつ効果的な業務が可能となる体制を確保すると同時に、各部門の中期経営計画、予算の達成に向け具体策を立案し、実行する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループの全てに適用する行動指針として、「日本紙パルプ商事グループ役職員行動基準」を定め、これを上位規範としてグループ各社で諸規程を定める。また、主要な子会社にコンプライアンス推進担当者を置き、「全社CSR委員会」が当社グループ全体のコンプライアンスを統括・推進する。内部統制については、主要な子会社にプロセス代表、推進リーダーを置き、グループとしての内部統制推進体制を構築・推進する。
- ② 子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に則り、その自主性を尊重しつつ、重要事案については、当社への事前承認制度による経営管理を行うものとし、必要に応じて当社取締役会での承認、報告を行うなど、グループとしての管理を徹底する。
- ③ 子会社は、「関係会社管理規程」に従い、当社の管理担当部署を通して財務状況を定期的に当社に報告する。また、重要事項及び災害や事故などの危機情報についても、適時に当社に報告する。
- ④ 当社の内部監査室は、当社グループ内の内部統制推進体制を支援するとともに、直接または間接的に、子会社における業務が法令、定款及び社内規程に適合し、かつ適切であるかについての監査を定期的実施する。また、監査の結果改善すべき点があれば、指導を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役が監査役の業務補助のための使用人を置くことを求めた場合、監査役補助者を置くこととする。
- ② 監査役補助者の任命・異動等人事権に係わる事項については、監査役と協議のうえ決定するものとする。
- ③ 当該補助者が他部署を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び子会社の取締役、監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制、並びに報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 取締役、執行役員及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当社監査役に報告する。
- ② 当社グループにおいて、コンプライアンス上の問題が発生した場合には、当該グループ会社のコンプライアンス推進担当者が速やかに当社監査役に報告する。
- ③ 取締役、執行役員及び使用人は、企業倫理ヘルプライン制度の適切な運用を維持することにより、内部通報の内容等法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。なお、当該報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

(8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払または償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

(9) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況について把握するため、重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じていつでも、取締役、執行役員または使用人に説明を求めることができるものとする。
- ② 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催する。また、必要に応じ監査役・会計監査人・内部監査室との意見交換会を開催する。

【運用状況の概要】

① コンプライアンス体制

- ・「日本紙パルプ商事グループ企業行動憲章」及び「日本紙パルプ商事グループ役員行動基準」については、イントラネットへの掲示やグループ報への掲載、階層別研修などを通じてグループ内役員への周知を図っております。また、内部監査室は、これらが周知されていることを定期的に確認しております。
- ・当社グループでは、コンプライアンスの徹底、自由で公正な取引の徹底、環境保全活動の徹底、リスク管理の徹底の四つをC S R活動の重点課題としており、具体的な計画や実施状況については、社長を最高責任者とする「全社C S R委員会」において策定、報告しております。
- ・内部通報体制については、外部機関にグループ会社共通の通報窓口を設置し、役員による法令違反や社内不正、企業倫理に違反する行為について、匿名で通報できる体制を敷いており、通報者の保護に十分な注意を払い対応しております。通報内容及びその対応については、定期的に代表取締役及び監査役に報告しており、また、内部監査室がその運用状況を定期的に監視しております。
- ・内部監査室は、当社および連結子会社に対して、業務監査と金融商品取引法に基づく内部統制評価を実施しております。業務の有効性・効率性を高め、全体方針の達成に寄与することを目的として内部監査を実施し、経営陣に対して、その結果を報告しております。また、指摘・提言事項の改善履行状況について、フォローアップを実施しております。

② リスク管理体制

- ・管理・企画統括を委員長とする「リスク管理委員会」を毎月1回開催し、グループ全体のリスクの低減及び個別リスクへの対応について、継続的に取り組んでおります。
- ・子会社は、当社の管理担当部署を通して財務状況を定期的に当社に報告しております。また、重要事項及び災害や事故などの危機情報についても、適時に当社に報告しております。

③ 職務執行の適正性及び効率的な職務執行

- ・取締役会は、2021年度は計17回開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役の業務執行の状況等の監督を行っており、活発な意見交換がなされております。また、これらの事項以外の業務の執行及びその決定については、経営会議等の下位の会議体及び各業務を担当する執行役員に権限委譲しており、効率的な職務執行が図られております。
- ・子会社における経営上の重要事項に関しては、「関係会社管理規程」に基づき、当社への事前承認及び報告を義務付けております。このうち当社の「取締役会規程」に定める重要な事項については、当社取締役会において決議しております。
- ・取締役会は毎年、各取締役による取締役会の自己評価に加えて各監査役の意見も求め、これらに基づき取締役会の実効性評価を行っております。2021年度実施の評価においては、全取締役・監査役を対象としたアンケートを実施し、これに基づき取締役会にて審議をいたしました。その結果、取締役会の構成、議案の内容及び審議時間、情報提供をはじめとした支援体制等は適切であり、当社取締役会の実効性は確保されていることを確認いたしました。また、グループガバナンスやESG/SDGs等について、一層の審議の充実が図られたことを確認いたしました。一方で、経営会議等の下部機関での審議を経て取締役会に上程される議案についても、案件内容によっては、取締役会の視点から、より充実した審議を行うことが望ましいこと、企業経営が複雑化し、かつ変化の早い時代において、リスク耐性強化のため、多様性を高めていくこと等について高い課題認識が見られました。本評価を踏まえ、適宜必要な改善を実施し、引き続き取締役会の実効性の維持ならびに向上に努めてまいります。

④ 監査役監査の実効性の確保

- ・監査役は、稟議・報告に関するすべての情報を入手できる体制になっているほか、常勤監査役については、取締役会のほか経営会議等の重要な会議にも出席し、監査の実効性を高めております。また、監査役と代表取締役との連絡会を開催するとともに、会計監査人及び内部監査室とも連携し、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について情報交換を行っております。

※当社は、サステナビリティ推進体制の始動に合わせ、2022年4月28日付にて「業務の適正を確保するための体制」の改訂を実施いたしました。改訂後の体制は下記のとおりです。（変更箇所には下線を付しております。）

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス徹底のための枠組みとして、「日本紙パルプ商事グループ企業理念」のもと、「日本紙パルプ商事グループ企業行動憲章」及び「日本紙パルプ商事グループ役員行動規範」を定め、経営者が率先垂範するとともに当社グループ全役員に周知を図り、コンプライアンスの徹底が企業活動の最重要課題であることをグループ内に浸透させる。
- ② グループ全体のサステナビリティへの取り組みの司令塔として、社長を最高責任者とする「サステナビリティ戦略会議」を設置するとともに、下部組織として各本部支社及び子会社から選任された委員によって構成される「OVOLサステナビリティ推進委員会」を設置し、各組織におけるサステナビリティ、コンプライアンス推進を図る。
- ③ 取締役会については、「取締役会規程」に則り適切な運営を行い、取締役間の円滑な意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
- ④ 監査役は、監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、取締役の職務執行に対する監督強化を図る。
- ⑤ 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。
- ⑥ 法令違反や社内不正、企業倫理に違反する行為などに関しては、役員等が内部通報できる専用窓口を社内及び社外に設置し、「企業倫理ヘルプライン運営規程」に基づき運用を行う。
- ⑦ 財務報告の信頼性の確保に関しては、内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等に対する適合性を確保する体制の整備・運用を推進する。
- ⑧ 内部監査部門として業務執行部門から独立して設置した内部監査室が、「内部監査規程」に基づき関連各部門と連携・分担しながら、当社グループの内部統制の整備・運用状況を継続的に監査し、社長へ報告する。
- ⑨ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当な要求に対しては警察及び関係機関とも連携し、毅然とした態度で対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 株主総会、取締役会、経営会議等経営に関する重要な会議の議事録や、稟議書等経営の意思決定に関する文書については、「文書管理規程」に基づき適切に保存、管理する。
- ② 情報管理については、「情報管理規程」において情報管理の基本指針、情報管理体制を規定し運用するとともに、機密情報及び個人情報の取り扱い、並びに社内情報システムの利用について、社内規程を定め適切に管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制については「リスク管理基本規程」に基づき、「サステナビリティ戦略会議」の下部組織として「リスク管理委員会」を設置し、当社グループにおけるリスクの洗い出し、分析、評価、対応の優先順位付け、個別リスクの取組み施策の策定を行い、リスクの低減に継続的に取り組む。
- ② 当社グループの経営や事業等に多大な悪影響を及ぼすおそれのあるリスクが顕在化した際は、「リスク管理基本規程」に基づき、社長を最高責任者とする「危機管理委員会」を設置し、緊急事態への迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大防止及び最小化、危機の収束、再発防止を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」の定めにより、取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な業務執行について意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況の監督を行う。
- ② 当社グループの経営方針及び中期経営計画等の経営戦略に関わる事項、並びに業務執行に関する重要事項については、経営会議において十分な討議を経たうえで、取締役会で執行決定を行う。
- ③ 「取締役会規程」及び「執行役員規程」の定めにより、取締役会において執行役員を任命するとともに、その業務分担を定め、業務執行の明確化を図り効率的な執行ができる体制とする。
- ④ 業務執行については、「組織及び職務権限規程」に基づき、それぞれの責任者が、適切かつ効果的な業務が可能となる体制を確保すると同時に、各部門の中期経営計画、予算の達成に向け具体策を立案し、実行する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループの全てに適用する行動指針として、「日本紙パルプ商事グループ役職員行動規範」を定め、これを上位規範としてグループ各社で諸規程を定める。また、「サステナビリティ戦略会議」が当社グループ全体のコンプライアンスを統括・推進する。内部統制については、当社及び主要な子会社にプロセス代表、推進リーダーを置き、グループとしての内部統制推進体制を構築・推進する。
- ② 子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に則り、その自主性を尊重しつつ、重要事案については、当社への事前承認制度による経営管理を行うものとし、必要に応じて当社取締役会での承認、報告を行うなど、グループとしての管理を徹底する。
- ③ 子会社は、「関係会社管理規程」に従い、当社の管理担当部署を通して財務状況を定期的に当社に報告する。また、重要事項及び災害や事故などの危機情報についても、適時に当社に報告する。
- ④ 当社の内部監査室は、当社グループ内の内部統制推進体制を支援するとともに、直接または間接的に、子会社における業務が法令、定款及び社内規程に適合し、かつ適切であるかについての監査を定期的実施する。また、監査の結果改善すべき点があれば、指導を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役が監査役の業務補助のための使用人を置くことを求めた場合、監査役補助者を置くこととする。
- ② 監査役補助者の任命・異動等人事権に係わる事項については、監査役と協議のうえ決定するものとする。
- ③ 当該補助者が他部署を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び子会社の取締役、監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制、並びに報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 取締役、執行役員及び使用人は、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項、重大なコンプライアンス違反またはそのおそれのある事項、またはそれらに準ずる事項を発見したときは、速やかに当社監査役に報告する。
- ② 子会社の監査役は子会社監査役連絡会等を通じ、当社監査役と情報及び意見の交換を行い、また、自社及び当社グループに重大な影響を与える事項につき、速やかに当社監査役に報告する。
- ③ 内部監査室は、内部統制評価結果及び内部監査結果を監査役に定期的に報告する。
- ④ 取締役、執行役員及び使用人は、企業倫理ヘルプライン制度の適切な運用を維持することにより、内部通報の内容等法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。

⑤ 上記①から④の報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払または償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況について把握するため、重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じていつでも、取締役、執行役員または使用人に説明を求めることができることとする。
- ② 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催する。

連結株主資本等変動計算書

[2021年4月1日から
2022年3月31日まで]

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	16,649	7,280	55,661	△5,123	74,467
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,527		△1,527
親会社株主に帰属する当期純利益			11,499		11,499
自己株式の取得				△4	△4
自己株式の処分		△14		124	110
連結範囲の変動		△238	△82		△320
合併による減少			△66		△66
連結子会社株式の売却による持分の増減		△29			△29
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	△281	9,824	120	9,663
当期末残高	16,649	6,999	65,484	△5,003	84,129

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その 他有 価差 金	繰延 ヘッ ジ益	為替 換算 調整	退職 給付 に係 る累 計額	その 他利 益計 額合 計			
当期首残高	8,702	△7	△107	397	8,985	117	6,304	89,872
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△1,527
親会社株主に帰属する当期純利益								11,499
自己株式の取得								△4
自己株式の処分								110
連結範囲の変動								△320
合併による減少								△66
連結子会社株式の売却による持分の増減								△29
株主資本以外の項目の連結会計年度 中の変動額（純額）	△1,264	△32	1,386	△383	△293	△33	1,108	782
連結会計年度中の変動額合計	△1,264	△32	1,386	△383	△293	△33	1,108	10,445
当期末残高	7,438	△39	1,279	15	8,692	83	7,412	100,317

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項および連結の範囲または持分法の適用の範囲の変更に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 71社

(2) 主要な連結子会社の名称

(株)エコペーパー J P

コアレックス三栄(株)

コアレックス信栄(株)

Japan Pulp & Paper(Shanghai)Co.,Ltd.

Gould Paper Corporation

Ball & Doggett Group Pty Ltd

RADMS Paper Limited

前連結会計年度において非連結子会社であったKCT Trading Private Limitedは、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

前連結会計年度において非連結子会社であった J Pシステムソリューション(株)は、当連結会計年度において、(株) J P情報センターを存続会社とする吸収合併を行ない、合併後の存続会社の商号をOVOL ICTソリューションズ(株)に変更しております。

(3) 主要な非連結子会社の名称

美鈴紙業(株)、大阪紙器工業(株)

(4) 非連結子会社を連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、合計の総資産、売上収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数

関連会社数 7社

(2) 持分法を適用した主要な関連会社の名称

松江バイオマス発電(株)、ナビエース(株)、本州電材(株)、東京産業洋紙(株)

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

美鈴紙業(株)、大阪紙器工業(株)

(4) 当該非連結子会社及び関連会社に持分法を適用しない理由

当該非連結子会社及び関連会社については、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

Japan Pulp & Paper(U.S.A.)Corp.、Japan Pulp & Paper(Shanghai)Co.,Ltd.、Gould Paper Corporation、Ball & Doggett Group Pty Ltd他45社の決算日は12月末日であります。連結計算書類の作成にあたっては、各社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取

引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③ デリバティブ取引

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産及び使用権資産を除く）

a 建物（建物附属設備を除く）並びに機械装置及び運搬具

主として定額法。なお、1998年3月31日以前取得の建物（建物附属設備を除く）について、一部の国内連結子会社においては、定率法を採用しております。また、機械装置及び運搬具について、当社及び一部の国内連結子会社においては、定率法を採用しております。

b その他

主として定率法。なお、一部の国内連結子会社及び全ての在外子会社においては、定額法を採用しております。また、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産及び使用権資産を除く）

定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 使用権資産

定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

- ③役員賞与引当金 役員（専務及び常務並びに上席執行役員を含む）に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④廃棄物処理費用引当金 産業廃棄物の撤去にかかる費用等に備えるため、将来発生すると見込まれる金額を合理的に見積り計上しております。
- ⑤役員退職慰労引当金 一部の連結子会社の役員の退職慰労金支出に備えるため、内規による期末要支給額を計上しております。
- ⑥役員株式給付引当金 株式交付規程に基づく役員（専務及び常務並びに上席執行役員を含む）に対する当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

（４）退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生時の連結会計年度において一括費用処理しております。

（５）繰延資産の処理方法

社債発行費は、償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

（６）重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。為替予約等については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を行っております。

（７）のれんの償却に関する事項

のれんは、５年間で均等償却しております。ただし、僅少なものについては、発生年度に全額償却しております。

（８）収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- ①国内、海外卸売 当社グループは、国内・海外卸売事業において、紙・板紙・関連商品の販売及び情報サービス事業等を行っており、商品の受渡しという履行義務を有しております。このような取引は、主に国内卸売においては商品出荷時、海外卸売においては契約上の受渡し条件を充足することで、履行義務が充足されるものと判断しており、当該時点で顧客との契約において約束された金額で収益を認識しております。なお、一部の取引については、財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配することを当社及び連結子会社の履行義務(代理人取引)として識別しており、その判定には責任、在庫リスク、価格裁量権の３要素を考慮しております。代理人として取引を行っているものについては、取引価格を、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により算定しております。

- ②製紙加工 当社グループは、製紙加工事業において、製紙及び紙・板紙・関連商品の加工等を行っており、製品の受渡しという履行義務を有しております。このような取引は、主に製品出荷時に履行義務が充足されるものと判断しており、当該時点で顧客との契約において約束された金額で収益を認識しております。
- ③環境原材料 当社グループは、環境原材料事業において、古紙・パルプ等原燃料の販売、総合リサイクル、及び再生可能エネルギーによる発電事業等を行っており、財またはサービスの受渡しという履行義務を有しております。このような取引は、主に商品の出荷時や顧客が検収した時点で履行義務が充足されるものと判断しており、当該時点で顧客との契約において約束された金額で収益を認識しております。なお、一部の取引については、財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配することを当社及び連結子会社の履行義務(代理人取引)として識別しており、その判定には責任、在庫リスク、価格裁量権の3要素を考慮しております。代理人として取引を行っているものについては、取引価格を、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により算定しております。

II. 会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用

1. 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより一部の取引について、従来は、総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

2. 連結計算書類の主な項目に対する影響額

収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の売上収益及び売上原価は76,946百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。なお、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

3. 会計方針の変更に伴う表示方法の変更

前連結会計年度の連結損益計算書において掲記しておりました「売上高」について、当連結会計年度においては「売上収益」として表示しております。

「時価の算定に関する会計基準」等の適用

1. 会計方針の変更の内容及び理由

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

2. 連結計算書類の主な項目に対する影響額

当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

（重要な会計上の見積り）

1. のれんの回収可能性

（1）当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

のれん	1,586百万円
-----	----------

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんは、企業買収により取得した子会社の将来の超過収益力として連結貸借対照表に計上され、当社グループはその効果の及ぶ期間にわたり均等償却しております。のれんの回収可能性については、子会社の業績や事業計画等を基に判断を行っておりますが、将来において当初想定した超過収益力が見込めなくなった場合には、のれんの減損損失が計上される可能性があります。

当連結会計年度において、Ⅵ. 連結損益計算書に関する注記 2. 減損損失に記載のとおり、減損損失1,779百万円を認識しております。

2. 繰延税金資産の回収可能性

（1）当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産	2,660百万円
繰延税金負債	3,379百万円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産の回収可能性の評価に際し、課税主体ごとに将来の課税所得を合理的に見積り、将来課税所得を減算できる可能性が高いものに限って繰延税金資産を認識しております。繰延税金資産の回収可能性は毎連結会計年度末日に見直し、課税所得の実現が見込めないと判断される部分について減額しております。

ただし、繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提条件や仮定が変化した場合には繰延税金資産が減額され、税金費用が計上される可能性があります。

IV. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響に関して、当連結会計年度において連結計算書類に重要な影響はありません。現時点では、翌連結会計年度以降においても新型コロナウイルス感染症による重要な影響はないものと仮定して、会計上の見積りを行なっております。

なお、この仮定は連結計算書類作成時点で入手可能な情報に基づいたものであり、その仮定に変化が生じた場合、将来における当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(退職金制度の改定)

当社は、退職金制度の改定を行い、給付水準の見直しとともに、2021年4月1日より現役従業員の企業年金制度を確定給付企業年金制度から企業型確定拠出年金制度及び退職一時金制度へ全額移行しております。

本制度の移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用し、退職給付制度改定益5,969百万円を特別利益に計上しております。

V. 連結貸借対照表に関する注記

1. 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりです。

受取手形	34,191百万円
売掛金	88,139百万円

2. 流動負債「その他」のうち、契約負債の金額は、以下のとおりです。

契約負債	675百万円
------	--------

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) プロジェクト・ファイナンスに係る担保資産及び担保に係る債務

① 連結会社に係る担保資産及び担保付債務

連結子会社(株)エコパワーJPのプロジェクト・ファイナンスにあたり、同社の事業資産及び当社が所有する同社株式を担保に供しております。

このうち、連結貸借対照表に計上されているものの残高は次のとおりです。

担保に供している資産

事業資産	7,438百万円
------	----------

担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	427百万円
長期借入金	<u>4,175百万円</u>
計	<u>4,602百万円</u>

② 連結会社以外に係る担保資産

当社は、連結会社以外の関係会社等の投資先太陽光発電会社のプロジェクト・ファイナンスにあ

たり、当社が所有する投資先発行株式を担保に供しております。

担保に供している資産

投資有価証券 34百万円

(2) その他の担保資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

現金及び預金 932百万円

受取手形及び売掛金 8,191百万円

棚卸資産 9,013百万円

その他（流動資産） 330百万円

建物及び構築物 550百万円

機械装置及び運搬具 4,866百万円

工具、器具及び備品 91百万円

土地 4,387百万円

建設仮勘定 29百万円

その他（無形固定資産） 277百万円

計 28,668百万円

担保に係る債務

短期借入金 3,277百万円

1年内返済予定の長期借入金 884百万円

1年内償還予定の社債 11百万円

長期借入金 3,834百万円

計 8,007百万円

4. 有形固定資産の減価償却累計額 99,865百万円

5. 保証債務及び手形遡求債務等

(1) 保証債務

連結会社以外の会社等の銀行借入等664百万円に対して、債務保証を行っております。

(2) スポンサー・サポート契約

当社は、連結会社以外の関係会社等の投資先太陽光発電会社のプロジェクト・ファイナンスにあたり、スポンサー・サポート契約を締結しております。

(3) 手形遡求債務

輸出信用状付荷為替手形銀行間未決済残高 885百万円

VI. 連結損益計算書に関する注記

1. 売上収益のうち、顧客との契約から生じる収益の額

売上収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、VIII. 収益認識に関する注記 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報に記載しております。

2. 減損損失

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	所在地	種類	減損損失 (百万円)
その他	英国	のれん	1,779

(2) 減損損失の認識に至った経緯

新型コロナウイルス感染拡大とそれに伴う経済活動の制限等により、連結子会社 RADMS Paper Limited において、外部環境の悪化を踏まえ、今後の計画を見直した結果、当初想定されていた収益が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

(3) 減損損失の主な固定資産の種類ごとの金額

のれん 1,779 百万円

(4) 資産のグルーピングの方法

当社グループは内部管理上の事業所を単位として資産のグルーピングを行っております。ただし、不動産賃貸事業に係る資産及び遊休資産等については物件別にグルーピングを行い、提出会社の全社部門に係る資産等は共用資産としております。

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを 13.5% で割り引いて算定しております。

VII. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

発行済株式数 15,021,551株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総 額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月17日 取締役会	普通 株式	763	55	2021年3月31日	2021年6月29日
2021年11月10日 取締役会	普通 株式	764	55	2021年9月30日	2021年12月1日
計		1,527			

(注) 1 2021年5月17日取締役会決議に基づく配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金10百万円が含まれております。

2 2021年11月10日取締役会決議に基づく配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金9百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの2022年5月13日開催の取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

① 配当金の総額	833百万円
② 1株当たり配当額	60円
③ 配当の原資	利益剰余金
④ 基準日	2022年3月31日
⑤ 効力発生日	2022年6月28日

3. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数	
普通株式	30,584株

VIII. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

	報告セグメント					合計 (百万円)
	国内卸売 (百万円)	海外卸売 (百万円)	製紙加工 (百万円)	環境原材料 (百万円)	不動産賃貸 (百万円)	
売上収益						
顧客との契約から 生じる収益	173,967	202,211	41,545	21,828	—	439,551
その他の収益	—	—	—	—	5,206	5,206
外部顧客への売上収益	173,967	202,211	41,545	21,828	5,206	444,757

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項および連結の範囲または持分法の適用の範囲の変更に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (8)収益及び費用の計上基準に記載の通りです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の顧客との契約から生じる収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	111,389
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	122,330
契約負債（期首残高）	376
契約負債（期末残高）	675

契約負債は主に、製品の引渡し前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

なお、当連結会計年度期首における契約負債残高は概ね当連結会計年度に収益に振り替えられており、翌連結会計年度以降に繰り越される金額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

Ⅸ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的預金等に限定し、資金調達については主に銀行借入や社債発行によって行っております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの取引稟議規程に従い、取引先ごとの販売動向及び信用状況について常に細心の注意を払うとともに、主な取引先の与信状況を月ごとに把握する体制としております。外貨建ての営業債権については、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券は、主に事業上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が取締役に報告されており、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。また、その一部には、輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主にグループ企業の設備投資や投融資に係る資金調達であります。資金調達に係る流動性のリスクに関しては、当社グループは各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。また、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、金利スワップ取引をヘッジ手段として利用して支払利息の固定化を行っております。

デリバティブ取引は、前述の外貨建営業債権債務に係る為替の変動リスク及び変動金利の長期借入金の一部に係る金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的としたものであります。デリバティブ取引の執行・管理については、職務権限を定めた社内規程に従って行っており、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注2）を参照ください。また、「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「コマーシャル・ペーパー」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、

記載を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券	23,577	23,577	—
資産計	23,577	23,577	—
(1) 1年内返済予定の長期借入金	5,076	5,087	11
(2) 1年内償還予定の社債	11	11	△0
(3) 社債	30,000	29,884	△116
(4) 長期借入金	28,559	29,382	823
(5) リース債務	1,380	1,377	△3
(6) 長期リース債務	5,884	5,782	△102
負債計	70,910	71,523	613
デリバティブ取引 ※	△51	△51	—

※ デリバティブ取引によって生じた正味の債権債務は純額で表示しております。

(注1) デリバティブ取引に関する事項

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	12,322

これらについては、「資産(1)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	23,577	—	—	23,577
資産計	23,577	—	—	23,577
デリバティブ取引				
通貨関連	—	△29	—	△29
金利関連	—	△21	—	△21
負債計	—	△51	—	△51

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
1年内返済予定の 長期借入金	—	5,087	—	5,087
1年内償還予定の 社債	—	11	—	11
社債	—	29,884	—	29,884
長期借入金	—	29,382	—	29,382
リース債務	—	1,377	—	1,377
長期リース債務	—	5,782	—	5,782
負債計	—	71,523	—	71,523

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価は取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債（1年内償還予定の社債を含む）

当社グループの発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

社債の公正価値は、市場価格があるものの活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2の時価に分類しております。市場価格のない社債は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）、リース債務、長期リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。変動金利による長期借入金は、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いた現在価値により算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

X. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社は、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸のオフィスビル、住宅、倉庫及び駐車場等の不動産を所有しているとともに、事業用に所有している不動産の一部を賃貸しております。このほか、遊休不動産を所有しております。なお、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額			期末時価
	期首残高	期中増減額	期末残高	
賃貸等不動産	39,856	△885	38,971	84,893

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度の主な増加は不動産の取得(447百万円)であり、減少は減価償却によるものであります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額によっております。その他の物件については、土地は適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額により、建物等の償却性資産は連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

XI. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 6,774円14銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 839円50銭 |

XII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

〔 2021年4月1日から
2022年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						買替資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	16,649	15,241	397	15,638	3,850	560	16,700	15,839	36,949	△5,086	64,150
事業年度中の変動額											
買換資産圧縮積立金の取崩						△15		15	—		—
剰余金の配当								△1,527	△1,527		△1,527
当期純利益								2,369	2,369		2,369
自己株式の取得										△4	△4
自己株式の処分			△14	△14						124	110
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											—
事業年度中の変動額合計	—	—	△14	△14	—	△15	—	857	842	120	948
当期末残高	16,649	15,241	383	15,624	3,850	545	16,700	16,696	37,791	△4,965	65,099

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	7,431	△7	7,424	117	71,691
事業年度中の変動額					
買換資産圧縮積立金の取崩					—
剰余金の配当					△1,527
当期純利益					2,369
自己株式の取得					△4
自己株式の処分					110
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,005	△32	△1,036	△33	△1,069
事業年度中の変動額合計	△1,005	△32	△1,036	△33	△121
当期末残高	6,427	△39	6,388	83	71,570

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員（専務及び常務並びに上席執行役員を含む）に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
なお、数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生時の事業年度において一括費用処理しております。

(5)役員株式給付引当金 株式交付規程に基づく役員（専務及び常務並びに上席執行役員を含む）に対する当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

6. 繰延資産の処理方法 社債発行費は、償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

7. 収益及び費用の計上基準 顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①国内、海外卸売 当社は、国内・海外卸売事業において、紙・板紙・関連商品の販売及び情報サービス事業等を行っており、商品の受渡しという履行義務を有しております。このような取引は、主に国内卸売においては商品出荷時、海外卸売においては契約上の受渡し条件を充足することで、履行義務が充足されるものと判断しており、当該時点で顧客との契約において約束された金額で収益を認識しております。なお、一部の取引については、財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配することを当社の履行義務(代理人取引)として識別しており、その判定には責任、在庫リスク、価格裁量権の3要素を考慮しております。代理人として取引を行っているものについては、取引価格を、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により算定しております。

②環境原材料 当社は、環境原材料事業において古紙・パルプ等原燃料の販売等を行っており、商品の受渡しという履行義務を有しております。このような取引は、主に商品の出荷時に履行義務が充足されるものと判断しており、当該時点で顧客との契約において約束された金額で収益を認識しております。なお、一部の取引については、財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配することを当社の履行義務(代理人取引)として識別しており、その判定には責任、在庫リスク、価格裁量権の3要素を考慮しております。代理人として取引を行っているものについては、取引価格を、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により算定しております。

8. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。為替予約等については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。また、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を行っております。

II. 会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用

1. 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより一部の取引について、従来は、総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

2. 計算書類の主な項目に対する影響額

収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の売上収益及び売上原価は80,231百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。なお、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

3. 会計方針の変更に伴う表示方法の変更

前事業年度の損益計算書において掲記しておりました「商品売上高」「賃貸収入」「売上高」について、当事業年度においては「売上収益」として表示しております。

「時価の算定に関する会計基準」等の適用

1. 会計方針の変更の内容及び理由

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

2. 計算書類の主な項目に対する影響額

当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

1. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の個別財務諸表に計上した金額

関係会社株式	43,820百万円
--------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、市場価格のない株式については、個々の銘柄の1株当たり簿価純資産額が帳簿価額を50%以上下回っている場合及び保有資産に大幅な含み損がある場合について、当該会社の資産の時価額を加味及び業績見通し等を勘案したうえで減損処理の要否を判断しております。

また、関係会社株式の減損判定の基礎となる実質価額の算定にあたっては、企業買収により取得した会社の純資産額に超過収益力が加味されることがあります。超過収益力は子会社の業績や事業計画等を基に判断を行っておりますが、将来において当初想定していた超過収益力が見込めなくなった場合には、相当の評価損を計上する可能性があります。

当事業年度において、Ⅵ. 損益計算書に関する注記 2. 関係会社株式評価損に記載のとおり、関係会社株式評価損5,578百万円を認識しております。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の個別財務諸表に計上した金額

繰延税金資産	一百万円
繰延税金負債	2,853百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産の回収可能性の評価に際し、将来の課税所得を合理的に見積り、将来課税所得を減算できる可能性が高いものに限って繰延税金資産を認識しております。繰延税金資産の回収可能性は毎事業年度末に見直し、課税所得の実現が見込めないと判断される部分について減額しております。

ただし、繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提条件や仮定が変化した場合には繰延税金資産が減額され、税金費用が計上される可能性があります。

Ⅳ. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響に関して、当事業年度において計算書類に重要な影響はありません。現時点では、翌事業年度以降においても新型コロナウイルス感染症による重要な影響はないものと仮定して、会計上の見積りを行っております。

なお、この仮定は計算書類作成時点で入手可能な情報に基づいたものであり、その仮定に変化が生じた場合、将来における当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(退職金制度の改定)

当社は、退職金制度の改定を行い、給付水準の見直しとともに、2021年4月1日より現役従業員の企業年金制度を確定給付企業年金制度から企業型確定拠出年金制度及び退職一時金制度へ全額移行しております。

本制度の移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用し、退職給付制度改定益5,969百万円を特別利益に計上しております。

V. 貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

プロジェクト・ファイナンスに係る担保資産

当社は、関係会社等の投資先太陽光発電会社のプロジェクト・ファイナンスにあたり、当社が所有する投資先発行株式を担保に供しております。

担保に供している資産

投資有価証券	5百万円
関係会社株式	<u>2,429百万円</u>
計	<u>2,434百万円</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額 28,800百万円

3. 保証債務等

(1)保証債務

当社は次の関係会社の銀行借入等に対して、債務保証を行っております。

Japan Pulp & Paper(U. S. A.)Corp.	14,141百万円
PT Oriental Asahi JP Carton Box	4,461百万円
Premier Paper Group Limited	3,218百万円
(株)野田バイオパワー J P	3,145百万円
Japan Pulp & Paper(Shanghai)Co., Ltd.	2,323百万円
Ball & Doggett Group Pty Ltd	1,579百万円
Tai Tak Paper Co., Ltd.	582百万円
Japan Pulp & Paper(M)Sdn. Bhd.	506百万円
OVOL Malaysia Sdn. Bhd.	334百万円
JP CORELEX(Vietnam)Co., Ltd.	323百万円
Japan Pulp & Paper Co., (H. K.)Ltd.	300百万円
松江バイオマス発電(株)	279百万円
Japan Pulp & Paper GmbH	92百万円
OVOL Singapore Pte.Ltd.	60百万円
その他	<u>74百万円</u>
計	<u>31,416百万円</u>

(2) スポンサー・サポート契約

当社は、関係会社等の投資先太陽光発電会社のプロジェクト・ファイナンスにあたり、スポンサー・サポート契約を締結しております。

(3) 手形遡求債務

輸出信用状付荷為替手形銀行間未決済残高 877百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	24,099百万円
長期金銭債権	4,346百万円
短期金銭債務	6,799百万円
長期金銭債務	116百万円

VI. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上収益	14,109百万円
売上原価	8,545百万円
営業取引以外の取引	1,914百万円

2. 関係会社株式評価損

新型コロナウイルス感染拡大とそれに伴う経済活動の制限等により、連結子会社RADMS Paper Limitedにおいて、外部環境の悪化を踏まえ、今後の計画を見直した結果、当初想定されていた収益が見込めなくなり、当社の帳簿価額に対して同社株式の簿価純資産額が著しく下落したため、減損処理を行った結果、関係会社株式評価損5,578百万円を特別損失として計上しております。

VII. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

自己株式数(信託が保有する自社の株式数を含む) 1,295,137株

VIII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式	3,158百万円
投資有価証券	1,624百万円
賞与引当金	384百万円
貸倒引当金	142百万円
退職給付引当金	105百万円
その他	<u>1,099百万円</u>

繰延税金資産小計	6,512百万円
評価性引当額	<u>△4,992百万円</u>
繰延税金資産合計	1,520百万円
繰延税金負債	
土地	△2,469百万円
其他有価証券評価差額金	△1,505百万円
買換資産圧縮積立金	△240百万円
其他	<u>△160百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△4,374百万円</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u>△2,853百万円</u>

Ⅸ. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社名	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	J P コアレックス ホールディングス(株)	所有 直接 67.0%	資金貸付 役員の兼任等	資金の貸付	11,093	短期貸付金	9,947
				利息の受取	134	—	—
子会社	Japan Pulp & Paper (U. S. A.) Corp.	所有 直接100.0%	債務保証 役員の兼任等	債務保証	14,141	—	—
子会社	PT Oriental Asahi JP Carton Box	所有 直接 80.0%	債務保証 役員の兼任等	債務保証	4,461	—	—
子会社	Premier Paper Group Limited	所有 間接100.0%	債務保証	債務保証	3,218	—	—
子会社	(株)野田バイオパワー J P	所有 直接 85.0%	債務保証 役員の兼任等	債務保証	3,145	—	—
子会社	Japan Pulp & Paper (Shanghai) Co., Ltd.	所有 直接100.0%	債務保証 役員の兼任等	債務保証	2,323	—	—

(注) 1 上記取引のうち消費税等の課税対象取引に係る債権・債務につきましては、消費税等を含めて表示しております。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

J P コアレックスホールディングス(株)への貸付金の金利は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

資金の貸付にかかる取引金額のうち短期貸付金については、期中平均残高を記載しております。

Japan Pulp & Paper(U.S.A.)Corp.、PT Oriental Asahi JP Carton Box、Premier Paper Group Limited、(株)野田バイオパワー J P 及びJapan Pulp & Paper(Shanghai)Co.,Ltd. に対する債務保証は、銀行借入等に対して行ったものであります。

2. 兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社名	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主（会社等）が議決権の過半数を所有している会社等	王子製紙㈱	－	商品の購入	紙類等の購入	44,069	買掛金	14,194
主要株主（会社等）が議決権の過半数を所有している会社等	王子エフテックス㈱	－	商品の購入	紙類等の購入	13,479	買掛金	3,260
主要株主（会社等）が議決権の過半数を所有している会社等	王子マテリア㈱	被所有 直接 0.0%	商品の購入	段ボール原紙等の購入	37,374	買掛金	12,239
主要株主（会社等）が議決権の過半数を所有している会社等	森紙販売㈱	被所有 直接 0.0%	商品の販売	段ボール原紙等の販売	5,714	電子記録債権	681
						売掛金	641

(注) 1 上記取引のうち消費税等の課税対象取引に係る債権・債務につきましては、消費税等を含めて表示しております。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

王子製紙㈱及び王子エフテックス㈱からの紙類等の購入、王子マテリア㈱からの段ボール原紙等の購入、森紙販売㈱への段ボール原紙等の販売について、価格その他の取引条件は、市場実勢等を勘案して双方協議の上で決定しております。

X. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 5,207円93銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 172円66銭 |

XI. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 7. 収益及び費用の計上基準に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

XII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

XIII. その他の注記

該当事項はありません。